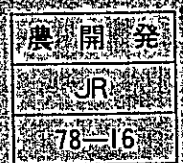


ウルグァイ野菜研究協力
実施協議チーム報告書

1978年10月

国際協力事業団



JICA LIBRARY



1035406[6]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 30	711
登録No. 02340	85.6
	ADD

あ い さ つ

国際協力事業団は、昭和51年2月、アルゼンチン、ウルグァイ、コスタリカ、グアテマラの4ヶ国に対して、農業技術協力プロジェクト・ファインディング調査団を派遣した。その際、ウルグァイ東方共和国政府は、野菜・馬鈴薯生産技術開発プロジェクトについて、わが国の技術協力を強く要請した。

当事業団は、上記調査団の報告に基づき同プロジェクトへの協力の可能性について検討するため、昭和51年11月28日から20日間、農林水産省野菜試験場々長二井内清之氏を団長とする予備調査団を同国へ派遣した。

その結果、ラス・ブルハス園芸試験場を拠点とし、馬鈴薯を含む野菜研究協力プロジェクトする基本構想が明らかになった。

上述の経緯を踏まえて、当事業団は本プロジェクトの具体的活動内容や派遣専門家数等につき、ウ側と協議するため、昭和53年2月20から3週間、北海道農業専門学校講師伊藤正輔氏を団長とする実施協議チームをウ国へ派遣した。その後若干の外交ベースによる調整協議を経て、昭和53年7月19日当事業団農業開発協力部長とウ国農業水産省官房長の間で討議々事録に署名され、本プロジェクトに対するわが国の協力を進めることとなった。

本報告書は前述の実施協議チームに係る現地調査、ウ国との協議結果を取りまとめたものであり、本プロジェクトの運営に当っては具体的指針となるものと確信するものである。

この種の協力事業が実施されることは、日・ウ両国関係史上初めての事であり、関係者の多大な関心が寄せられ、双方の努力により両国友好関係の促進に役立つことを期待したい。

おわりに実施協議チーム・伊藤正輔団長並びに団員各位のご努力に対し謝意を表するとともに、ウ国関係者のご協力とわが国関係省庁のご指導、ご協力に厚くお礼を申し上げます。

昭和53年10月

国際協力事業団

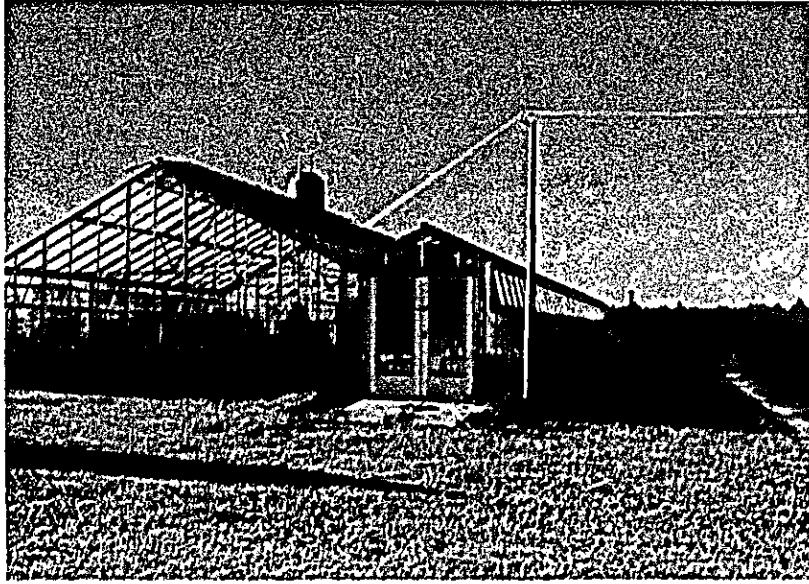
総裁 法眼晋作



ラス・ブルハス試験場，玄関



ラス・ブルハス試験場，研究室棟



ラス・ブルハス試験場，ガラス温室



モンテビデオ市，露店八百屋風景

目 次

あいさつ

1. 調査団派遣の経緯及び調査の目的	1
2. 調査団の構成	2
3. 調査の日程	3
4. 総合所見	6
5. 野菜研究協力プロジェクトの概要	8
5-1 協力に対する基本的考え方	8
5-2 協力の内容	9
5-3 協力実施場所	10
5-4 具体的な実施方法	11
5-5 協力実施上の問題点	11
6. ウルグァイにおける野菜の研究の現状と問題点	13
6-1 ラス・ブルハス試験場の野菜研究活動状況	13
6-2 リトラル・ノルテ試験場の野菜研究活動状況	18
6-3 研究プログラムの方向性	21
6-4 実験圃場の整備方針	22
6-5 必要機材のリスト	22
7. ウルグァイにおける馬鈴薯に関する試験研究の現状と問題点	24
7-1 ラス・ブルハス試験場における馬鈴薯に関する試験研究活動の状況	24
7-1-a 優良品種の選抜に関する研究	24
7-1-b 施肥の改善及び栽培法に関する研究	25
7-2 馬鈴薯に関する技術研究協力について	26
8. ウルグァイ側とのR/D協議の経緯と結果	33
9. 日・ウ双方署名した討議議事録	36
10. ウルグァイの生活環境	62
11. 実施協議チームが協議したウ側関係者リスト	64

付属資料 CONVENTION ON SPECIAL MISSIONS AND OPTIONAL PROTOCOL

CONCERNING THE COMPULSORY SETTLEMENT OF DISPUTES

特別使節団に関する条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書（仮邦訳）

1 調査団派遣の経緯及び調査の目的

- (1) 昭和51年2月国際協力事業団は、中米4ヶ国（アルゼンチン、ウルグアイ、コスタリカ、グアテマラ）に、農業技術協力プロジェクト・ファイナディング調査団を派遣した。ウルグアイ政府は同調査団に対し、同国農業水産省が企画中の馬鈴薯を含む野菜生産技術開発プロジェクトへの、わが国の協力を強く要請した。
- (2) 昭和51年11月28日から20日間、同事業団は農林水産省野菜試験場々長二井内清之氏を団長とする予備調査団を同国に派遣した。調査団は同国における野菜、馬鈴薯の生産、生産技術、研究並びに流通の現状や、本プロジェクトの先方構想等を具体的に調査した。
- (3) 昭和52年10月、当時ウ国農業水産省Alberto Boerger 農業研究センター所長であった、Antonio Saravia氏をわが国に招聘し、わが国の野菜試験場や野菜栽培農家を視察してもらう一方、我方関係者と協議を重ねた結果、本プロジェクトは、馬鈴薯を含む野菜研究協力プロジェクトとしての発足可能性が大となった。
- (4) 昭和53年2月20日より21日間、同事業団は北海道農業専門学校講師・伊藤正輔氏を団長とする、実施協議チームをウ国に派遣した。同チームはラス・ブルハス試験場を中心に現地調査する一方、ウ国関係者と協議を重ねた。その結果、若干の事項を除いて討議議事録（以下R/Dという）署名の準備が進んだ。同チーム帰国後、残された懸案事項は外交ベースで調整がなされ、最終的に昭和53年7月19日国際協力事業団農業開発協力部長と、ウ国農業水産省官房長の間でR/D署名がなされ、今年度中にも本プロジェクトの実施が確実となった。
- (5) 実施協議チームの派遣目的は下記のとおりである。
 - a. ラス・ブルハス試験場、リトラル・ノルテ試験場及びデル・ノルテ試験場の研究活動の実態を調査すること。
 - b. 上記の調査を踏まえて、わが国の協力の具体的範囲、分野を設定すること。
 - c. R/Dの内容についてウ国関係者と協議すること。

2 調 査 団 の 構 成

団 長	伊 藤 正 輔	北海道農業専門学校講師
野菜栽培	景 山 美 陽	農林水産省野菜試験場，施設栽培部々長
馬 鈴 薯	安 永 吉 郎	農林水産省農蚕園芸局畑作振興課々長補佐
研究企画	高 沢 寛	農林水産省農林水産技術会議事務局総務課技術協力係長
業務調整	小 金 丸 梅 夫	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課

3 調 査 日 程

月 日	時 間	調査行動及び調査内容
2月20日(月)	10:00	東京発JL006, アンカレッジ経由
	10:20	ニュー・ヨーク着
2月21日(火)	20:45	ニュー・ヨーク発PA201
2月22日(水)	15:30	モンテ・ビデオ着
	16:30	Hotel Columbia 着, ホテル・ロビーにて永田参事官他大使官員と 打合わせ
	19:00	在ウ日本大使公邸に小室大使表敬
2月23日(木)	12:00	外務省, Dr. Adolfo Donamari 通商経済局長表敬(参事官同行)
	16:00	農業水産大臣(Dr. Estanislao Valdez Otero)表敬
	18:30	企画調整情報庁長官(Brig José Cardozo)表敬
2月24日(金)	9:00	第1回合同会議(於日本大使館会議室)
	}	外務省(Dra. Ines Ubicari de Busso)
	17:00	企画調整情報庁係官(Ing. Luis E. Plouvier) Alberto Boerger 農業研究センター次長(Ing. Juan A. Curotto) Estanzuela 場長(Ing. C. M. Tavella) Las Brujas 場長(Dr. Armando Rabuffetti)
2月25日(土)	10:00	調査団内部打合わせ
	}	
2月26日(日)	12:00	
	9:00	モンテビデオ発
	18:00	サルト市着
2月27日(月)	21:00	Litoral Norte 試験場長(Ing. Hector Masa)と打合わせ
	9:00	Litoral Norte 試験場並びに近辺の野菜栽培農家視察
	}	
	13:00	
	14:00	サルト市発
	18:00	タクアレンボ市着

2月28日(火)	9:00	Del Norte 試験場並びに近辺の馬鈴薯生産農家視察
	}	
	16:00	タクアレンボ発
	22:00	モンテビデオ着
3月1日(水)	10:00	団員打合わせ, 休息
	}	
	12:00	
3月2日(木)	9:00	Las Brujas 試験場調査
	}	
	16:00	
3月3日(金)	9:00	第2回合同会議(於日本大使館会議室)
	}	
	12:00	Estanzuela 場長, Las Brujas 場長
3月4日(土)	10:00	団員打合わせ, 休息
	}	
	12:00	
3月5日(日)		休 息
3月6日(月)	8:00	第1班(景山, 安永)はモンテビデオ市近郊野菜栽培状況視察
	}	
	17:00	
	10:00	第2班(伊藤, 高沢, 小金丸)は, 企画調整情報庁副長官(Luis W. Cicalese), 外務省通商経済局長(Adolfo Donamari)に面
	}	
	13:00	会。免責条項の善処を要請, 永田参事官同行
3月7日(火)	9:00	最終合同会議
	}	企画調整情報庁:(Ing. Luis E. Plouvier)
	12:00	外務省:(Dra. Ines Ubici de Busso)
		農水産省:Estanzuela 場長(Ing. C. M. Tavella)
		Las Brujas 場長(Dr. Armando Rabuffetti)
	17:00	Alberto Boerger 農業研究センター次長(Ing. Juan A. Curotto)
	}	
	17:30	に面会

3月 8日(水)	11:00	農水産省次官 (Juan C. Cassou) 表敬, 経過報告と帰国あいさつ。
	11:30	R/D 中の農水産省関連の事項について合意, R/Dウ側署名者としても承諾を得る。
	17:00	外務省通商経済局長 (Adolto Donamari) 表敬, 経過報告と帰国
	18:00	あいさつ。免責条項の合意 (調査団レベル)。
	19:00	小室大使表敬, 経過報告と帰国あいさつ。
	22:00	
3月 9日(木)	16:00	モンテビデオ発, PA 202, リオ・デ・ジャネイロ, ロサンゼルス経由
3月 12日(日)	16:20	東京着

4 総 合 所 見

ウルグァイは緯度の上ではわが国の関西以西に相当するが、気候は温和で、雨も1000mm前後、年間ほぼ均等に分布し、日較差も10℃前後あるなど園芸的には恵まれたものがあるように思われた。このことは、オレンジやりんごの経済栽培がみられたこと、また試食の機会をえたラス・ブルハス試験場の収穫直前期のスターキングデリシャス、モンテビデオ市内で求めた西瓜など何れも食味が良好であったことなどからもうかがわれた。また、耕地化可能と思われる広大な草原がみられるなど園芸的な自然条件は極めて恵まれているようで、園芸発展の大きな可能性が秘められているように思われた。

ウルグァイの野菜生産水準は統計によると、わが国に比べアスパラガスを除いては非常に低く、理解しかねるものがあったので、今回も機会あるごとに尋ねてみたが、地域や個人差はあるにしても、おおむね妥当な数字といえる答えが返ってきた。しかし、試験場や一部先進農家の生産水準と前記水準の間には大きなひらきが見られたし、また、われわれが見聞した範囲の農家の栽培技術は極端に低いと云うものではなく、ある程度の水準に達しているようにみられたことにより考えても、既存技術の普及浸透がはかられることによって、かなりの生産向上がもたらされるのではないかと思われた。

ウルグァイにおける野菜（馬鈴薯を含む）の需給状況については、前回の報告によると、輸出はニンニクとアスパラガス（ホワイト）のブラジルと欧州向けのものが少量あるだけであり、輸入は種馬鈴薯が1～15万tカナダより入っているほかは、レンズ豆、エジプト豆が200～300t入っているだけで、内需は殆んどが国内生産で賄なわれているようである。また、国民一人当りの年間消費量についても馬鈴薯は40kgで日本の約3倍に当るが、一般野菜は逆にわが国の約1/3量で、総体でわが国の約半分と推定されている。ウルグァイの食習慣は肉食主体のようで、肉の消費に比べると野菜の消費は少なくバランスを欠くかのように思われるが、今回の滞在期間中如何なる機会にも野菜不足と云うことは聞かされなかった。しかし、野菜の年間価格変動はかなり著しいようであり（前回報告）、また、サルト市周辺では冬期の高温を利用して、モンテビデオ市向けの輸送園芸が有利に展開されつつあることなどからうかがわれるように、野菜の季節的な供給の波はかなり強いようであるが、特に野菜不足としての話題にのぼらなかったことはどのように理解したらよいのであろうか。野菜の需給はある程度のバランスが一応とれていると云うことになるのであろうか。

何にしても季節的な供給の波に対応するための各種作型（播種期、品種、病害虫その他）の検

討は重要な問題と思われる。

ウルグァイの慣行耕種技術については、一部にわが国の常識では到底理解できぬようなものがあった。例えば、移植栽培が主体で、代表的な作型が3種（3～4月まき11月末どり、4～6月まき2～3月どり、2～4月まき随時青採り）あるが、何れの場合も育苗に4～5、6ヶ月を費している。このことは、あるいはdry set利用のためではないかとい質したがgreen setの育苗であり20cm前後の苗を定植するとのことであった。云うまでもなく、慣行技術はそれなりの理由のもとに成立しているものであるから、このような点については実態並びに成立背景の把握、検討など慎重な対応が必要であろう。

ウルグァイで野菜の試験研究が注目されはじめてからまだ日が浅く、多くの課題が山積しているようであり、プロジェクトに対する要望も品種問題、栽培改善、病害虫防除など極めて広範囲に亘っている。

品種については育種よりも当面国外より品種を導入し、その選抜に重点がおかれ、品種評価の方法が馬鈴薯も含めて問題となっているようである。栽培ではトマト、馬鈴薯など増収方策の確立、タマネギはやや具体的で育苗法の確立、雑草対策、機械化など多岐、多様である。病害虫はウイルス関係が多く、馬鈴薯、トマト、ピーマン、ニンニクなど広範囲に亘っており、あまり手がつけられていない状況のようで、病理的な調査、確認と総合的な防除対応を要すると思われる。

このように問題は多岐に及んでいるおり既存の成果の活用で解決できるものもあろうが、限られた期間内での解決はむつかしく、別な対応を必要とするものも多かろう。

今回の調査で接した関係者からうけた印象では、ウルグァイにおける野菜試験研究の方向は青果あるいは加工しての輸出に重点がおかれているようで、内需についてはリトラル・ノルテで促成栽培について関心が示されていたが、これとて、施設園芸的方向には経済的な理由によって極めて消極的であった。

前回の報告書にも指摘されているように、ウルグァイにおける野菜の輸出についてはむつかしい問題も多いが、それでは内需だけで今後の大きな発展を期待できるかと云うと、前述したような状況からみて問題は残りそうである。従って先づ生産性の向上と生産の安定化が推しすすめられることが必要で、このことが国民の保健に必要な内需の拡大を可能にするであろうし、更に、困難な輸出への道を切り拓くことにもつながることとなる。

5 野菜研究協力プロジェクトの概要

5-1 協力に対する基本的考え方

ウルグァイにおける野菜生産は、馬鈴薯を除いてはいまだ産業としての体をなしていないといっても過言ではなく、それ由に野菜の生産技術も未確立の状態にある。

ウルグァイにおいては、肉食中心の食生活（肉の消費量は南米の中でもきわめて高い水準）が行われているが、副食としての野菜は、馬鈴薯、グリーンピース等若干のものは食べられているが葉菜類、果菜類の消費はきわめて少ないのが現状である。

しかし、ウ国の農政担当者等の中に、輸出品、国民栄養及び小農の所得拡大策の見地からの野菜の重要性が認識されるようになってきた。

そこで野菜生産の増大のためにはウ国に適應する生産技術の開発が緊要であるとして、Alberto Boerger 農業研究センター（農業研究行政を所掌しており、日本の農林水産技術会議事務局に相当する機関）が中心となり、野菜の試験研究に着手したが、同国における野菜に関する試験研究の歴史は浅く、人材もきわめて不足しているため外国の援助を得ることになり、そこで、日本に対し技術援助を求めてきたのである。

この要請をうけて、我が国は、昭和51年11月から12月にかけて農林水産省（当時農林省）野菜試験場々長、二井内博士を団長とする事前調査団をウ国に派遣し、技術的な調査等を行ない野菜生産に関する技術協力の可能性について調査を行なった。

その結果、同調査団はウ国の野菜生産拡大は、同国の気象、土壌等の自然環境からみて大いに可能であるが、現在の技術水準は初歩的段階にあり、この改善が急務であるので、日本の技術協力を可能な範囲内で開始することがのぞましい旨勧告した。また、同調査団は、我が国の技術協力は、生産技術の開発のための試験研究に集中すべきであり、ウ国が強く希望していた野菜の流通利用（輸出についてのマーケティング・リサーチ等）については、ウ国自身が実施すべきであることを指摘した。

この事前調査団の調査結果をふまえ、国際協力事業団が中心となり外務省、農林水産省と協議を重ねつぎのような協力の基本的考え方がとりまとめられた。

〈協力の基本的考え方〉

- (1) 協力の形態は、ウ国の要請でもある農業研究協力とし、ウ国の野菜（馬鈴薯を含む）生産技術の改良を目的とする。
- (2) 協力の実施場所は、ウ国の園芸研究のセンターであるラス・ブルハス試験場を中心とする。

- (3) 協力の内容は、我が国のマンパワー等を勘案し、ウ国において当面の重要課題に関連する専門分野に限定する。
- (4) 協力の期間は差し当り3年間とし、それ以降については、3年間の実施実績をみた上でであらためて検討する。
- (5) 協力に関する取極めはR/Dとする。

以上に基づき5-2に述べる内容を骨子とする研究協力計画（後掲R/D参照）を作成し、ウ側に提案したところウ側に異存はなく、ウ国農業水産省と調査団の間で基本的な合意が得られた。

なお、基本計画の詳細（研究テーマ、試験設計、所要経費、ウ側カウンターパート等）及びその年次別実行計画については、R/D第Ⅵ条に規定する合同委員会において検討されることになっており、現実には日本人専門家がウ国に赴任し、現地事情をよく把握し、ウ側関係者と十分協議を重ねた上で決定されることになる。

5-2 協力の内容

ウ国における野菜（馬鈴薯を含む）の生産増大、品質の改良及び周年生産を目的とし、ウ国の当該研究水準の向上をねらいとして、①研究業務、②機械・設備の供与、③情報・試料・研究報告書等の交換、④ウ国研究者の研究資質の向上等について、日ウ両国が協力して「日本・ウルグァイ野菜研究協力計画」を実施する。

(1) 研究業務

つぎに示す研究課題を協力の対象とする。

野菜研究協力プロジェクト研究計画

研究課題	主な研究内容	備考
野菜の育種技術	ウ国に適応する高収量品種を育成するための基礎となる品種の導入、評価及び選抜技術の確立についての研究を行う。	ウルグァイには同国に適した野菜の改良された品種は殆んど現有しないが、差し当っては外国からの優良品種の導入、その評価が中心となる。しかしいずれはF ₁ 品種の導入も必要となり、そのための基礎的試験が必要となる。
野菜の栽培技術	栽培技術を改良するため、野菜の生理、生態、栽培技術及び施設栽培技術に関する研究を行う。	ウルグァイに適応した野菜の栽培技術を確認するため主要野菜の生理、生態を調べ、栽培技術を確立するとともに、ウルグァイに適応する簡易な施設栽培法を確立する。

作物保護 (病虫害防除)	病虫害防除技術を確立するため、野菜(馬鈴薯を含む)の主要害虫の同定及びその防除法について研究を行う。	ウルグァイに適應する病虫害の防除暦等を作成する。
馬鈴薯の育種技術に関する研究	ウ国に適應する高収量品種を選抜するための品種の導入、評価など選抜技術について研究を行う。	
馬鈴薯の栽培技術	馬鈴薯周年栽培技術を確立するため二期作技術、地域標準栽培技術及び種いも貯蔵技術について研究を行う。	
ウイルス・フリー種いもの生産技術	ウイルス・フリー種いもの生産技術についての研究を行う。	外国産種いもの輸入に依存している現状を解消するため種いも国産化に必要な技術を確立する。

(2) 機械、設備の供与

(1)にかかげる研究の実施に必要な実験室用機器類、圃場試験用資機材、設備等を我が国から供与する。

(3) 情報・試料及び研究報告書等の交換

(1)に掲げる研究課題に関する技術、研究情報、種子種苗、種いも及び研究論文等を我が国から提供する。

(4) ウ国研究者の研究資質の向上

本協力に関係するウ国研究者及び研究管理者を我が国に招聘し、研修及び視察旅行を実施する。

5-3 協力実施場所

ラス・ブルハス試験場(モンテビデオ市郊外)を協力実施場所とする。なお、馬鈴薯についての現地試験をデル・ノルテ試験場(タクアレンボ市)において、また野菜についての現地試験をリトラル・ノルテ試験場(サルト市)においてそれぞれ行うものとし、この2場所も現地試験という範囲内で協力プロジェクトに加える。

ラス・ブルハス試験場は前述のとおり、ウ国の園芸研究の中央センターであり、米国の援助を得てすでに研究施設がある程度整備されていること等から考え、同試験場が協力実施場所としては最適と考えられた。また、地方のデル・ノルテ及びリトラルノルテ両試験場は、馬鈴薯生産及び野菜の主要早熟栽培地帯にそれぞれ位置しており、研究施設等は不備であるが現地試験の場として加えておくことが、協力事業の成果を高める上からも適当と考えられる。

5-4 具体的な実施方法

(1) 日本人専門家派遣

	専門家職種	1年目	2年目	3年目	備 考
研究者	野菜育種	1 2%	1 2%	1 2%	長期専門家1名を継続派遣する。
	野菜栽培	2 4%	2 4%	2 4%	長期専門家1名及び6ヶ月派遣の短期専門家をリレー派遣する。
	馬鈴薯育種	3-6%			短期専門家を1名派遣する。
	馬鈴薯ウイルス	1 2%	1 2%	1 2%	6ヶ月派遣の短期専門家1名をリレー派遣する。
	病 理	3-6%	3-6%	3-6%	短期専門家1名を毎年派遣する。
	害 虫	3-6%	3-6%	3-6%	〃
	連絡員	1 2%	1 2%	1 2%	長期専門家1名を継続派遣する。

日本人専門家団長は、日本人研究者の中から選り専門分野の業務分担と兼務する。

(2) ウ国研修員の受入れ

	研修区分	1年目	2年目	3年目	備 考
1	高級研修	2人	2人	2人	視察旅行, 2週間程度
2	カウンターパート研修				
	(1) 野菜	1人	1人	1人	研究機関等での個別研修, 6~12ヶ月
	(2) 馬鈴薯	1人	1人	1人	〃 〃

5-5 協力実施上の問題点

(1) 研究体制

ウ国における農業研究の実施機関は、農業水産省の試験場(5場所)及び国立ウルグァイ大学農学部である。しかし、大学は予算等の関係もあり、実質的には研究を行っていないので、農業水産省研究機関がウ国唯一の農業研究機関とってよい状態にある。

農業水産省の試験研究は、農業水産省次官の管理のもとに Alberto Boerger 農業研究センターが総括しており、そのうちの園芸部門を今回の協力対象場所であるラス・ブルハス試験場が担当している。

研究課題とか研究の進め方等研究の中味については、農業水産次官あるいは大臣の裁量となっており、とくに外国援助に関連しては些細なことまで次官、大臣の決裁を得なければならない模様である。このことは、協力を実施してゆく場合の支障となることとも考えられるので、協力の具体的内容を決める合同委員会の機会等を十分利用し、カウンターパート、所

要予算等についてウ側と十分協議し、確定しておく必要がある。

つぎに、きわめて協力の成否に重要な問題となるのではないかと考えられるのは、ウ国野菜研究者の不足である。

ラス・ブルハス試験場の現有（本調査時点）勢力は、大卒研究者が場長も含めて17名のみであり、しかもそのうち野菜担当者が3名、馬鈴薯を担当する者が他の作物をも兼務して2名、土壌が果樹等の担当を含め2名、病虫害は2名しかいないのが現状である。

ウ国の現状として研究者になることを希望する者が少いこと等もあろうが、研究者の可能な範囲内での増員は是非必要と考える。本研究協力事業がその一契機となればと考える。また、現在の研究者は若手が中心となっており、我が国においてより実践的な研究能力の向上を目的とする研修が重要となろう。

(2) 外国の協力との関係

日・ウ野菜研究協力計画と関係のある、他国のウ国に対する協力としては、米国国際開発庁（USAID）の協力がある。これは、その一つは研究開発と普及体制の確立についての協力であり、具体的内容としては、AID借款による研究用機材の購入、ウ国研究者の米国における研修（大学院コース、技術研修コース）及び米国専門家の受入れを内容としている。

研究開発については、野菜は日本に前から協力要請していたので、米国の協力からははずしてあると、Alberto Boerger 農業研究センター国際協力責任者（ラ・エスタンスエラ試験場々長）は明言していたが、今後この内容をなお詳細に調べるとともに、分担協力関係をはっきりし、我が国の現行制度では困難な研修員の学位取得についても、その可能性について真剣な検討が必要と考えられる。

もう一つのプロジェクトは、馬鈴薯種いもの保証種子生産プロジェクトである。このプロジェクトは種いもの輸入を減少させるため、輸入種いものを国内で2回程度増産させようというものであり、我が国の研究協力とは直接競合しないが、関連はきわめて高いものと考えられるので、このプロジェクトと協力協調してゆく必要がある。

6 ウルグァイにおける野菜の研究の現状と問題点

今回の調査は研究協力を実施するに当って問題になる点を摘出し、それぞれ対策を講じようとするもので、野菜の研究を行うラス・ブルハスおよびリトラル・ノルテ両試験場の現状を調査するとともに、これらの試験場長または試験担当者から事情および要望を聴取したものである。したがって、報告の中には将来計画あるいは願望も含まれている。

野菜の研究協力については、ラス・ブルハス試験場を基地として当方の研究員が常駐し、リトラル・ノルテ試験場に対しては巡回指導を行おうとするものである。

6-1 ラス・ブルハス試験場の野菜研究活動状況

この試験場は果樹および野菜を対象とした園芸試験場で、今回のプロジェクトの実施に当っては、その業務の70%を当試験場で行う予定である。試験場用地は70haで、現在は果樹に75%、野菜に25%を使用している。

当試験場はUSAIDの援助による果実生産開発プロジェクトが1972年から5ヶ年にわたって実施され、施設の充実が行われ、建物は瀟洒なものであるが、実験設備は未だ不十分のようである。ガラス室も夏季の高温時にはある程度温度を下げて使用できるように設計されたということであるが、機械の容量が不足しているためか運転されていない。実験が進展した時には活用することが望まれる。

土壌は砂壤土または砂土で、野菜栽培には好適であると観察され、協力研究が開始される際試験用圃場には不足しない。

この試験場の人員構成は表1の通りである。これらのほかに守衛その他で3名勤務している。労働者はいずれも常備で12名いるが、これでは研究遂行上不足している。しかし臨時に労働者を雇入れることは法律上違反になるので臨時労働者はいない。就労時間は冬時間で7時間、夏時間で8時間であり、労賃は1日当たり20～25ペソ（邦貨換算1000～1250円）である。

表1. ラス・ブルハス試験場における人員構成

分担の種類	大学卒研究者	研究助手	労働者
野菜	3	—	常 備
果樹	5	2	
栽培	2	—	
気象	2	—	
土壌	2	2	
病虫害	2	—	
牧草	1	—	
計	17	4	12

また部門別に扱っている種類は次のようになっている。野菜部門はトマト、タマネギ、ニンニク、レンズマメ、グリーンピース、メロンなどであり、果樹部門はブドウ、リンゴ、モモおよびナシであり、栽培部門は馬鈴薯およびトウモロコシなどである。

ウルグァイで生産される野菜のうち、生のタマネギはアメリカへ、ニンニクはブラジルに輸出しているが、このほかに今後はフランスにも輸出することを計画し、現在両国間で交渉が行われている。

加工用野菜も今後一層輸出を図りたい種類、現在そのための品種試験をトマトについては7～8年前、タマネギについては3年ほど前、グリーンピースについては昨年から行なっている。そして加工用トマトの品種試験にはLoica（長型）、Roma（同）、Ronta（同、フランスの品種）、Napoli（長型）、Heinz 1370（丸型）、San Marzano（長型）およびHuilqui（長型）などを供試した結果、これらのうちブラジルから導入したLoicaとHuilquiとが有望であり、両品種とも相当収量があがることがわかった。

日本に対して研究協力を求めたいことは、品種の選抜に際し、ウイルス抵抗性品種をどのように評価するかという評価方法についてである。

ピーマンのウイルスによる減収はときに100%にも及び、通常でも50～60%の被害を蒙っている。ピーマンのウイルスは古くからの研究課題で、これまでに数多くの品種を検定した結果よい品種を選ぶことができたが、ウイルスのタイプが不明であるので、これの解明が急がれている。さらに進んでウイルス抵抗性品種を育成することも必要である。

トマトについては、新しいウイルスの発見と栽培法の改善によってウイルスの罹病回避が考えられる。この場合、ネットをかけてアブラムシによる感染を防ぐ方法があるが、ネット購入に資金が必要であるので経営的に引合わない。トマトには高い収量をあげる品種があるので、新品種を育成することはざし当り必要としない。現在所有している品種はアメリカから導入したものであるが、アルゼンチンその他の国からも導入することを希望している。生食用トマトにもウイルスの問題はあるが、このほかに菌による病害の問題もある。ウイルスを研究するに当っては電子顕微鏡が必要であるが、これは生物学研究所にあるものを使用すればよいであろう。

タマネギに関する研究のうち、品種については一応研究が行われて解決策が図られているので、今後は栽培法の改善と病害虫の防除が問題となろう。また今後は栽培面積の増大を図る必要があるが、この場合には機械化および雑草防除の対策を考えたい。現在ウルグァイにおいては、機械化栽培はほとんど行われていない。移植を例にしてみても現状では人手で行っている

ので、これを機械化したい。タマネギについては60 haの圃場で機械化栽培試験して、よい成績をあげている。

一般には家族労働で野菜を栽培できる面積は1/4～1/2 haであり、このようなところで生産されたものが国内消費に当てられている。近年、生産者のなかには2 ha位野菜を作り始めた例があるが、人力のみで2 ha以上管理することは難しい。ウルグアイの農業従事者は一般に広い土地を所有して牧畜業を営んでいるが、野菜栽培は労力を必要とするので無制限に圃場を拡張できない現状にある。

加工用として業者がタマネギを買求める価格は1 kgについて0.3ペソであり、これ以上高い価格では買って呉れないが、一方青果として市場に出荷した場合は1.5ペソに売れるので、この両者間に販売価格の差意が生じている。このようなことから、機械化して大面積に加工用タマネギを栽培できれば、生産コストの低減を図ることができるのではないかと、この場合機械は中型のものの方が大型より経済的ではないかと想像される。栽培法改善のうち、施肥改善については、現在試験を始めたばかりで未だ不十分な面が多い。一般的な施肥基準はha当り窒素60 kg、りん酸120 kg、カリ30 kgであり、ウルグアイの土壌は一般にりん酸が不足し、カリは十分にあるので前記のような施肥基準となっている。生産量は普通ha当り10～15トン/haで、未だ栽培上の改善点は多く残されている。品種としてはAmarilla de Vertus（フランスより導入）、Yellow Spanish および Colorado - 6の3種が現在一般的であり、普通はドライセットは用いず、播種、育苗という一般的な栽培法をとっている。播種から収穫までは表2の通りである。

表2 タマネギの栽培

種 類	播 種	移 植	収 護	備 考
早期栽培	3～4月	8月	11月末	} 球になってから収穫する。
	4～6月	9～10月	2～3月初	
	2～4月	8月		紫タマネギで 逐次収穫する。

タマネギの今後における大きな問題として病害虫の防除がある。病害はBotrytis（灰色かび病を発生させる）およびPeronospora（べと病を発生させる）によるものであり、害虫はスリップスが最も重要である。育苗中の立枯れ（Damping-off）も問題であり、過去に土壤消毒法について試験したが効果的な防除が分らぬままになっている。それぞれの病害虫に対しては農薬名とその使用法が試験され、普及にも移されている。

ニンニクに関する問題点は種球の質が悪いことである。これは生産者自身が播種を行うから

で、収獲した球には大、小があって均一性に欠け、種皮の色もまた多様である。輸出先の一つであるブラジルからは赤色を、またフランスは白色の球を指定してくるので、両者を生産する必要があり、栽培している間に混合してしまうのであろう。赤色種を指定購入し栽培してみると、桃色の球が出てくることがあって品種のそろいという点から好ましくない。ニンニクのウイルスもまた大きな問題で、葉は一般に緑色でなければならないのにウイルスにかかると黄色のしまが出現する。また球から新芽の出ることがあるが、これもまた大きな問題である。これは現在のところ生理的なものではないかと推測されている。病害虫のうち、病害としてはウイルスやPuccinia（サビ病を発生させる）によって起るものであり、害虫ではスリップスによる被害が大きい。なお1978年から肥料と雑草防除について試験を行っている。

マメ類については、最近試験が始まったばかりである。現在、試験場ではレンズマメの品種を70種以上収集している。このマメは栽培の第一年目はよくできるが、2年目以降生産があらならない。これはフザリウムによる病害が発生するためで、このため国内消費は全部輸入にたよっている状態である。

ヒヨコマメについては、試験を行なった経験がないので、問題点の所在が不明であり、最近品種の導入を行なったところである。

ビーンズの最も大きな問題は病害であり、なかでもバクテリアによるHalo blight（カサガレ病）という病気の防除について現在解決を迫られている。

グリーンピースは、加工用に好適な品種を見つけ出すことが当面の大きな研究課題である。

加工用野菜としては、トマトおよびタマネギが主要なものであって、トマトは凝縮してペーストに、タマネギは薄切りして完全に脱水乾燥しさらに粉末にする。乾燥タマネギの輸出先はフランス、ドイツほかヨーロッパ諸国となっている。グリーンピースは水煮をし、これに少量の塩を加えて缶またはびん詰とする。

加工用野菜の加工適性の試験が始まったのは、前にも述べたようにトマトでは7～8年前、タマネギは3年程前、グリーンピースは昨年からで、またイチゴの冷凍適性についてはこれまでに試験を行っていないが、将来は考えなければならないことで、この試験はイチゴの主産地であるサルト地方で行うのが適当ではないかと考えられる。

今後ウルグァイから輸出する野菜の種類が青果、加工品ともに考えられるが、将来はメロンも輸出したいので、現在相手国に見本を送って検討して貰っているところである。

以上述べたように、野菜の優良品を生産する上の大きな問題は第1に品種または系統を選ぶことで、このためにこれらの評価が重要であり、次いで病害虫の防除および栽培に関するものである。

なおラス・ブルハス試験場において、これまで実施してきた主な試験課題は表3の通りである。

表3. ラス・ブルハス試験場における最近の主な試験

作物名	試験課題名	実施時期
トマト	1 生食用品種の比較(導入を含む)試験	1972, 1975
	2 加工用品種の比較(導入を含む)試験	1968~69, 1971~72 1977~78
	3 加工用品種の栽植密度に関する試験	1972~73
	4 加工用品種の定植方法および時期に関する試験	1971~72
	5 加工用品種の収量安定に関する試験	1977
	6 加工用品種 Roma VF に対する Ethephone 剤の効果試験	1977
	7 加工用品種におけるりん酸肥料と栽植密度試験	1974~75
	8 かんがい方式の比較試験	1975~78
	9 生食用果実収穫後の Ethephone 処理試験	1977
	10 肥料3要素施用量に関する試験	1972~73
	11 早生品種の比較試験	1975~77
	12 除草剤の比較試験	1977~78
タマネギ	1 品種比較(導入も含む)試験	1974~75
	2 脱水加工用品種の比較試験	1974~75, 1976~77
	3 品種と植付時期に関する試験	1971, 1973
	4 条植による栽植密度と品種に関する試験	1974
	5 鱗茎の貯蔵試験	1972
	6 鱗茎保存における Hidracin, Muleica の施用試験	1974
	7 肥料3要素施用量に関する試験	1975, 1978~
	8 かんがい方式の比較試験	1975, 1977~78
	9 品種 Valenciana の収量に及ぼす育苗時期の影響	1971~74
レンズマメ	1 品種比較(導入を含む)試験	1967, 1974~75
	2 品種(系統を含む)の選抜と増殖	1977
	3 品種と播種時期の比較試験	1973, 1977
	4 グリーン・パーナリゼーションの効果に関する試験	1977
エンドウマメ	1 品種比較(導入を含む)試験	1977

ヒヨコマメ	1 品種比較（導入を含む）試験	1974, 1977~78
インゲンマメ	1 品種比較（導入を含む）試験	1971, 1977~78
	2 Poroto Manteca（インゲンマメの一種）とスイートコーンの混作試験	1977~78
メロン	1 品種比較（導入を含む）試験	1973~74
	2 マルチングに関する試験	1977
ニンニク	1 除草剤の比較試験	1976~77
	2 品種改良試験	1977
サツマイモ	1 品種比較（導入を含む）試験	1977
コショウ	1 ウイルス抵抗性個体群の選抜	1971

6-2 リトラル・ノルテ試験場の野菜研究活動状況

モンテビデオより西北約500kmのサルト市郊外に位置し、前身は労働大学（職業訓練所に相当する）のかんきつ部門で、1974年から野菜の研究が開始されている。試験場の陣容は表4の通りで、野菜専門の研究者は昨年までいたが辞めてしまい、現在は研究助手1名がこれを担当しているにすぎない。設備もまた極めて貧弱で、今後野菜の研究を分担するとすれば若干名の人員配置と設備の充実を図らねばならない。

表4 リトラル・ノルテ試験場における人員構成

分担の種類	大学卒研究者, 研究助手		労務者
野菜	—	1	常備
果樹	3 (場長を含む)	3	
栽培	—		
土壌	—		
病虫害	—		
計	3	4	7

次にサルト地方における野菜生産と試験場の研究活動のための背景について述べる。

この地方はモンテビデオ市より気温がやや高く（表5参照）、日照時間も長いのでウルグァイにおける野菜の早熟栽培地帯となっている。この地方で野菜の栽培を可能にしている要素は、土地が25~30haに細分化されていることにもよる。100haとか500haというように広大なところは牧場になっていて、野菜を栽培することは考えられない。

土壌は砂質壤土ないし砂土で、これらは表層から約40cmの層を作っており、その下は粘土が

表 5 Montevideo (南緯 34° 55' 海拔 25.9 m) の気象表

種 類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均年合計	
気 温 (C)	最低	17.6	15.6	15.4	14.2	10.4	8.7	8.7	5.3	7.1	9.1	13.5	15.7	11.7
	最高	28.1	26.2	25.1	21.8	20.1	16.7	16.3	14.9	17.1	19.9	24.2	25.7	21.3
	平均	22.8	20.8	20.2	17.7	15.0	12.5	12.2	9.9	11.9	14.7	18.6	20.7	16.4
降水量(mm)	83	74	104	102	91	88	73	87	84	73	79	77	1,014	

分布しているが、表層の土質は野菜の栽培に適している。かんがい用水はサルト発電所のある川のほか、サルト市周辺を流れている川からとることが考えられる。

この地方における野菜栽培としては、

- (1) 早熟栽培を盛んにして、もう少し野菜栽培の規模を広げること。これはマーケットを広げることの意味している。このためにはいかに早く野菜を植付けるかが問題となってくる。

早熟栽培の野菜としてはトマト、タマネギ、イチゴおよびピーマンなどが重要なものとなっており、次いで小カボチャ、マメ類であるが、これらはいずれも早熟栽培というほどのものではなく、前に掲げたものに比べれば重要度は低い。ナスも栽培されているが、生産量は少なく、したがって重要度は一段と低い。

トマトに関する問題点は品種、施肥、病害虫防除などであり、また耐病性品種の探索も必要なことである。肥料のうち、有機質肥料は化学肥料より効果が低いと考えられている。トマトの防霜栽培に有機質肥料が使われる例もあるが、他の野菜には主に化学肥料が用いられている。これは国内に肥料工場があって化学肥料を製造しており、購入価格が安いからである。反面、畜産国であるにもかかわらず骨粉や血粉は使用されていない。またトマトには地下30cmくらいのところに有機物を入れるが、通気の効果はあるにしても収量の増大にはあまり役に立たないとされている。かつて、試験場において有機物施用に関する試験を行なったが、効果は認められなかったということである。したがって試験場は土壌へ有機物を入れることに難色を示しているが、これは土壌が砂質のため未熟たい肥をすき込むと通気性はよくなるが、土壌が乾燥しがちになるために生産力があがらないと判断したものであろう。これに反して、農家では有機物を施す習慣があるようで、これは次のようにして作られる。すなわち、ユーカリ樹林には牛が日陰を求めて入り込むので落葉には糞尿が混在しているが、この落葉を掻き集めてたい肥しておく、良いたい肥ができる。これに土壌を混ぜ合わせると肥土のようなものになるので、農家はこれをピーマンの覆下栽培に施用している。

タマネギの育苗は3月から4月上旬にかけて行ない、4月上、中旬に定植し、11月末に

収護する。早出し栽培に目標をおき、できるだけ早く出荷することを心掛けている。タマネギに対する施肥量は、生産者において ha 当り窒素 70 ~ 80 kg, リン酸 160~180 kg, カリ 60 ~ 70 kg となっておるが、これは試験場における試験結果からの数値ではない。農家においてタマネギの収量が低いのは、技術普及の不足と融資がないことによるもので、いかによい方法を農家に奨めても資金がないので、実施しないというのが実態である。

タマネギ栽培における問題点は品種、植付け時期、かんがい、施肥、病虫害防除などである。

イチゴは労働力の関係からウルグァイにおける生産量の 80% は、このサルト地方で栽培し出荷されている。イチゴの栽培期間は長期にわたっており、一般に早熟栽培と普通栽培とがある。試験場においては、これまでに約 40 種の品種収集を済ませたということである。なおイチゴの栽培には有機質肥料は用いられていない。

これらのほかに早熟栽培が可能なものはサツマイモ、馬鈴薯などがあるが、小カボチャの生産を増やしたいという希望がある。小カボチャには緑色でラグビー球のような形をしているものと、黄色で丸形を呈するものがある。緑色のアンゴラという品種は、早熟栽培をしないと日焼けを生ずる。早熟栽培で生産されたものは高級品扱いされる。これは、よし(葦)で寒さを防ぐ一種の簡単な施設栽培と考えられる。霜は 8 月まで、ときには 9 月に降りることもあるので、小カボチャは 9 月に植えて晩霜をこのよしによって防ぐのである。早熟栽培の馬鈴薯はサルト地方とタクアレンボ地方とから出荷されている。

メロンもこのサルト地方で栽培することが可能であるので、将来は大いに増産してフランスを初めヨーロッパへ輸出することを考えている。

(2) 加工用(乾燥、冷凍、缶詰など)野菜の生産

将来はサルト地方に加工工場を建てて、乾燥野菜を初めとする加工野菜を生産する計画である。その場合、工場の稼働期間をできるだけ長くした方が有利であり、このために加工用野菜の増産を図りたいということである。加工の場合にはとくに品質が重要な要素となる。

トマトを無霜期間に栽培すると、多くの場合日焼けが生じるので、加工用トマトを栽培する場合には、植付期と収護期とをよく研究しなければならない。トマトの加工にはペーストを考えている。

タマネギは薄切りにして乾燥するか、さらに粉末にまですることを考えている。乾燥にしたタマネギは固形スープに入れるが、この品種には Cristal Wax がよいようである。

イチゴはトマトおよびタマネギに次いで重要である。イチゴの冷凍の可能性についても現

在研究が行なわれている。

加工用野菜の栽培はトマト、タマネギおよびイチゴのほかにマメ類（ガラスマメ、グリーンピース、白インゲンなど）が考えられる。これは国内市場向けであるが、研究例が乏しいので、先ず品種について研究を始めるのが先決問題であろう。

リトラル・ノルテ試験場付近において農家のハウス栽培を調査したが、ウルグァイではプラスチック・フィルムが高価なため施設栽培には見るべきものがない。調査した時期が晩夏であったので、もちろんフィルムは張られていなかった。その農家の話では、イチゴ栽培にフィルムをかけては経営的に引合わないが、トマトではもうかるので使用しているとのことであった。

6-3 研究プログラムの方向性

ウルグァイ側の希望している研究協力は、今回の調査結果から次のような方向性が考えられる。

a. 優良品種（系統を含む）の評価法と新しいウイルスの同定

野菜の優良品種を育成するに際し、品種（系統を含む）の評価と選抜に関する技術指導を最重点にするものであって、優良品種あるいは系統を作出することは二次的なものである。たとえばトマトのウイルス抵抗性品種あるいは新しいウイルスが出現した場合に、その同定法の指導を行うということである。

この要望に対しては、野菜の育種に精通している研究者を長期にわたって常駐させ、これに野菜のウイルス研究者を派遣してウイルスの同定、分類法を指導させることが望ましい。この場合、電子顕微鏡の操作法を指導することも必要になるであろう。これに対してはウイルスの専門家を短期に派遣することで十分であり、長期にわたって駐在することは必要ないと考えられる。

また、将来輸出用として乾燥野菜ほか加工を考えているので、加工適性品種の選抜法の指導も希望している。すでに加工用トマト品種の選抜はかなり進められているが、技術協力体制が整えば、あらためて既存品種についての評価を行なうことも無益なことではないと考えられる。

b. 主要野菜の栽培改善

これは極めて広範にわたるが、主要なものは病害虫の防除法および施肥法であろう。これに対しては前記の長期派遣者が当ることで十分であろう。

以上の事項を整理すると次の表6のようになる。

表6 研究のプログラム

研究課題	第1年	2	3	備考
優良品種の評価法 と新ウイルスの同定				トマト, タマネギ, ピーマン, ニンニク, マメ類など
品種比較とその 評価				
品種および系統 の選抜				同上
加工適性品種の 評価				トマト, タマネギ, イチゴ
ウイルスの同定		3ヶ月 →	3ヶ月 →	
栽培改善				主要野菜について行う
病虫害防除				同上
施肥法				

6-4 実験場の整備方針

ラス・ブルハスおよびリトラル・ノルテ両試験場に設置して試験に供するが、圃場の整備に当たっては、①陽光が十分に当るところ、②降雨の際冠水しないところ、③可能な限り土壌の均一なところ、④近くからかんがい用水がとれるところ、などに留意し、トラクターで整地する場合には土層中に硬盤ができないように注意することが必要である。

所要面積は研究の規模にもよるが、研究推進上の拠点となるラス・ブルハスでは1.5 ha, 巡回指導を行うリトラル・ノルテでは0.5 haくらい必要となる。

6-5 必要機材のリスト

初年度は車輛, 農機具, 防除用機具などを重点的に整備するのが妥当と考えられるので、実験用機材は下記に示す程度で、第2年度以降は研究協力チームが駐在して、研究推進方向も明らかになってくるので、実態に合わせて整備するのが適当であろう。

- ① 糖度計(携帯用屈折計)
- ② アスマン通風乾湿計(ゼンマイ式, 1/5目盛検定付)
- ③ 光合成有効放射計(全短波用の検出器, 6点式の記録計, 2点用のアナログ積算演算器などからなる)

④ 顕微鏡 (双眼 1000 倍)

⑤ 定温乾燥器 (45 cm×40 cm×40 cm 又は 60 cm×50 cm×50 cm)

⑥ 定温器 (45 cm×40 cm×40 cm 又は 60 cm×50 cm×50 cm)

7. ウルグアイにおける馬鈴薯に関する試験研究の現状と問題点

ウルグアイにおける馬鈴薯の栽培及び試験研究の現状を把握し、今後の研究協力のあり方を検討するため、試験研究機関としてはラス・ブルハス試験場及びデル・ノルテ試験場について調査し、これらの試験場周辺の農家の馬鈴薯栽培の実態を調査した。

7-1 ラス・ブルハス試験場における馬鈴薯に関する試験研究活動の状況

この試験場における馬鈴薯に関する試験研究は、栽培研究室の2名の大学卒技術者によって実施されており、優良品種の選抜（海外導入品種）に関する研究及び施肥の改善に関する研究、並びに栽培技術の研究として播種量及び栽植密度に関する研究について実施されている。しかし、馬鈴薯の病害虫の防除に関する試験研究並びに健全無病種薯の生産に関する研究は全く実施されていない。

7-1-a 優良品種の選抜に関する研究

ウルグアイにおける馬鈴薯の栽培は、種薯（ケネベック）をカナダから輸入し、年間2作で翌年には再び種薯をカナダから輸入して栽培しているが、このケネベックを標準品種として諸外国から種々の品種を導入し、ウルグアイに適する品種の選抜を行っている。

この試験は1977年より開始され、最初カナダ、オランダ、ドイツ、ベルギー、ポーランドの各国より総計80品種を導入、1977年に2作試験を実施した結果に基づき、優良なもの45品種を選抜している。（表7参照）

品種選抜の目標としては、①生育期間、②休眠期間、③耐病性、耐乾性、耐寒（霜）性、④品質の4つのポイントについて、ケネベックを標準品種として評価を行っているが、その場合①～③までのポイントが重要視されており、④の品種については、あまり問題にしていないとの事であった。

この試験はその後も引続き繰返して実施されており、1978年の試験成績により上記45品種の中より、優良品種を8品種にしぼるとの事であった。この品種選抜試験により選抜される品種については、地域において適応性試験が行われているとの事であったが、その8品種の品種名及び地域における適応性試験の実施状況等についての資料の提出を依頼したが提出されなかった。

また、優良品種の選抜方法として、新しく品種を育成する育種を実施することに関するウルグアイの考え方については、前回の予備調査団の報告にも触れられているが、次の点、即

ち①育種は交配から育成まで少くとも10年程度の期間を必要とすること、②ウルグァイにおいては種薯の生産技術が確立されていないこと、③育種については既に先進諸国において実施され、多くの優良品種が育成されていること等から、現段階においては外国品種の導入選抜試験を行い、ウルグァイに適する品種の選抜を行うことが、より効率的であると考えられている。然し、将来種薯の生産技術が確立すれば育種に対する考え方も変ることもあり得ると述べていた。

7-1-b 施肥の改善及び栽培法に関する研究

このことについては、前回の予備調査団の報告にも述べられているが、施肥の改善については、各種の土壌ごとに施肥の改善指導をし得るに足るだけの試験研究は、既に実施され完了しているとのことであり、また栽培法に関する研究については種薯の大きさと栽植密度について、灌水区、無灌水区に分けて実施しており現在継続中との事であった。

また、前回の予備調査団に提出されたラス・ブルハス試験場が実施している馬鈴薯に関する試験研究課題は別紙のとおりであるが、我々の調査団に対しては、上記説明以外、試験研究についての説明はなされなかったし、特に病害虫の防除、なかでも夏疫病及び各種ウイルス病についての試験研究は何等実施してもいないし、技術者もないとの事であった。

なお、ウルグァイにおける馬鈴薯の試験研究については、デル・ノルテ試験場についても調査したが、この試験場では1970年から試験研究が開始されたが、現在まで牧草に関する試験研究を主として実施しており、馬鈴薯に関する試験研究は実施されていない。現在、作物栽培を担当する技術者(大学卒)が1名配置されていて、トウモロコシ、大豆、ヒマワリ、コーリャンに関して品種の評価、植付時期、栽植密度、施肥量等に関する試験研究を実施しているとの事であった。今後、我が国との技術協力が実施されれば、馬鈴薯について、品種の地方適応性試験等を実施したいと考えているようであった。

上述の如く、ウルグァイにおける馬鈴薯に関する試験研究については、ラス・ブルハス試験場において、近年に至り開始されたばかりというのが実状であって、人的にも技術者に乏しく、非常に立ち遅れていると言うことができる。

しかも、馬鈴薯の栽培に関する試験研究の実施に当って、健全無病である優良種苗の供給技術が確立していない事は致命的であって、この様な段階における試験研究については、どの程度信頼し得るものか、非常に問題が多いのではないかと考えられる。

ちなみに、1976年9月までにラス・ブルハス試験場及びその他の場所で実施された馬鈴薯の試験研究項目は表8のとおりである。

7-2 馬鈴薯に関する技術研究協力について

ウルグアイにおける馬鈴薯の栽培事情については、予備調査団の報告にも記載されており、また、我々の栽培農家の実態調査からしても、非常に技術的に低水準にあり、その単位当たり収量は10～7 t/haと我が国の $\frac{1}{4}$ ～ $\frac{1}{5}$ 程度の生産しか上げていない現状にある。その原因の主なるものは、種薯の供給及び病害防除の技術が確立されていないところにある。即ち、種薯はすべてカナダからの輸入に依存しており、適期播種が実施できないこと、病害防除の技術が確立されておらず、特にウイルス病及び夏疫病の被害が甚大であること、この2つの原因を取り除くことが、現下の技術的緊急課題である。

従って、今後における技術研究協力の実施については、①健全無病な優良種薯の生産技術に関する研究、②優良品種の選抜に関する研究、③病害虫の防除に関する研究、④周年供給技術の確立に関する研究、について実施する必要がある、その効果は充分期待し得るものと考えられる。またその実施に当っては、ウルグアイ側の人員その他の関係から、ラス・ブルハス試験場における試験研究の実施に重点を置き、ウルグアイ側の体制の拡充に応じて、その他の試験場に拡大して実施することが効果的であると考えられる。

表 7 1977年秋期馬鈴薯品種の導入試験

番号	品 種 名		起 源 国	莖 数 / 株	莖葉乾物量		植 付 後 80 日 間				馬 鈴 薯 (地 下 茎)	
	品 種 名	種			株	全 重	出 荷 量	出 荷 量	出 荷 量	出 荷 量	消 費 量	消 費 量
1	ALKA	ポ—ランド	30	200	408	110	387	109	236	87		
2	ALPHA	オランダ	32	525	356	99	329	92	117	43		
3	AMANDA	ポ—ランド	35	850	379	102	372	104	234	87		
4	ASTARTE	オランダ	16	400	201	54	190	53	117	43		
5	AULA	西 独	35	375	190	51	161	45	109	40		
6	AZALIA	ポ—ランド	25	387	400	108	292	82	261	97		
7	BARAKA	オ—ランド	26	262	231	62	214	60	58	21		
8	BLANKA	オランダ	36	612	492	130	471	132	295	109		
9	CARDINAL	オランダ	27	462	289	78	267	75	95	35		
10	CLEOPATRA	オランダ	62	750	768	208	752	211	576	213		
11	COIMO	オランダ	40	350	490	132	467	131	336	124		
12	DES IREE	オランダ	35	475	359	97	331	93	158	58		
13	DIANA	オランダ	41	525	340	92	331	93	235	87		
14	DONATA	オランダ	24	625	407	110	403	113	254	94		
15	DRAGA	オ—ランド	39	587	101	52	180	51	110	41		
16	ESTIMA	オ—ランド	20	312	389	105	364	102	181	67		
17	EXODUS	オランダ	21	325	357	96	321	90	110	41		
18	FAVORITA	オランダ	34	387	351	95	320	90	113	42		
19	GIORIA	オランダ	27	312	484	131	458	129	218	81		
20	GRANDIFOLIA	西 独	40	300	273	74	263	74	123	46		
21	GRACIA	オランダ	41	587	508	137	496	139	281	104		
22	ISNA	西 独	32	450	281	76	260	73	101	37		
23	JANKA	ポ—ランド	39	425	259	70	246	69	122	45		

番号	品名	植付から収穫までの日数		収穫 (地ト芋)										休眠日数	4.5mmの薯の平均重量グラム	植付から再植付までの日数
		馬鈴薯		出荷用 (2.8mm)		消費用 (4.5mm)		%消費/全用/収量	1株当りの薯 (地下茎) 数			4.5mmの薯の平均重量グラム				
		全	収	出	荷	消	費		全	2.8mm	4.5mm					
グラム/株	%ネベック	グラム/株	%ネベック	グラム/株	%ネベック	グラム/株	%ネベック	グラム	%	全薯数	2.8mm	4.5mm				
1	ALKA	560	65	553	65	467	57	83	6.7	2.6	3.5	133	98	217		
2	ALPHA	490	57	483	57	363	44	74	6.4	2.9	2.6	140	140	238		
3	AMANDA	865	100	850	100	817	100	94	4.6	0.7	3.3	247	91	217		
4	ASTARTE	616	71	600	70	440	54	71	6.5	3.1	2.7	163	112	238		
5	AULA	410	47	397	47	270	33	66	4.4	1.0	2.3	117	77	203		
6	AZALIA	630	73	620	73	514	63	81	5.6	1.9	3.1	166	112	210		
7	BARAKA	662	76	653	77	560	68	84	7.0	2.0	4.3	130	119	238		
8	BLANKA	237	27	222	26	133	16	56	4.6	2.2	1.4	95	105	210		
9	CARDINAL	661	76	657	77	540	66	82	7.7	2.5	4.5	120	105	210		
10	CLEOPATRA	530	61	523	61	493	53	82	5.0	1.8	2.9	149	105	210		
11	COLMO	660	76	653	77	583	71	88	5.8	1.5	3.9	149	105	210		
12	DESIREE	428	49	420	49	350	43	82	4.2	1.3	2.5	140	105	210		
13	DIANA	513	59	503	59	460	49	78	5.9	2.3	2.9	138	112	217		
14	DONATA	578	67	560	66	433	53	75	6.7	2.5	3.2	135	105	203		
15	DRAGA	663	77	660	78	593	72	89	6.9	2.0	4.6	129	133	252		
16	ESTIMA	538	62	527	62	407	50	76	5.6	1.9	3.0	136	98	217		
17	EXODUS	963	111	957	112	807	99	84	10.3	3.8	5.9	137	112	245		
18	FAVORITA	583	67	580	68	527	64	90	4.5	1.4	2.9	182	119	238		
19	GLORIA	550	63	540	63	473	58	86	5.0	1.2	3.2	148	98	203		
20	GRANDIFOLIA	594	69	580	68	467	57	79	6.5	2.5	3.1	151	105	210		
21	GRACIA	541	62	533	63	447	55	83	5.2	2.0	2.7	165	84	210		
22	I SNA	962	107	913	107	830	101	86	6.1	1.6	3.7	224	98	224		
23	JANKA	581		569		474		81	6.4	2.3	3.3	143	102	218		

品 種		植付後 80 日間									
		茎 数 / 株		全 重 量		出 荷 用 (28mmφ)		消 費 用 (45mmφ)			
番 号	品 種 名	起 源 国	株 / 茎	グラム / 株	% ケネベック品種	グラム / 株	% ケネベック品種	グラム / 株	% ケネベック品種	グラム / 株	% ケネベック品種
24	JAERIA	オランダ	36	375	129	444	125	274	101		
25	KROKUS	ポーランド	22	287	79	284	80	153	57		
26	KENNEBEC	カナダ	25	587	100	356	100	270	100		
27	MARIJKE	オランダ	37	412	94	319	90	68	25		
28	MULTA	オランダ	31	200	70	232	65	60	22		
29	OSTARA	オランダ	31	412	116	423	119	362	134		
30	PATRONES	オランダ	30	337	107	369	104	124	46		
31	POLA	ポーランド	25	250	34	116	32	42	15		
32	POMPADOUR	オランダ	36	275	90	326	91	172	64		
33	RADOSA	オランダ	36	500	84	292	82	96	36		
34	R PONTIAC	カナダ	27	550	114	405	114	343	127		
35	RENOVA	オランダ	22	362	72	254	71	152	56		
36	RESY	オランダ	35	500	114	403	113	217	80		
37	ROBINIA	オランダ	47	487	129	148	126	301	111		
38	RONDA	ポーランド	16	800	32	100	28	26	10		
39	ROSANNA	オランダ	27	362	100	353	99	136	50		
40	RYS	ポーランド	27	612	40	132	37	31	11		
41	SOKOY	ポーランド	20	650	41	129	36	58	21		
42	TARPAN	ポーランド	44	600	87	310	87	233	86		
43	VITORINI	オランダ	35	337	117	415	116	210	78		
44	VEKARO	オランダ	24	637	67	238	67	173	64		
45	WINALIDA	オランダ	22	300	127	462	130	353	131		
	平均		31	451	346	320		184			

番 号	品 種 名	收 穫										期			4.5mmの 1ヶの薯の 平均重量 グラム	休 眠 日 数	植付から再 植付までの 日数
		植付から 収穫まで の日数		馬 鈴		薯 (地 下 莖)		下 莖)		% 消費/全 用/収量	1株当りの薯(地下莖)数						
		全 収 量 グラム/株	% ケネベック	出 荷 量 グラム/株	% ケネベック	消 費 用 グラム/株	% ケネベック	消 費 用 グラム/株	% ケネベック		全 莖 数	2.8mmの 数	4.5mmの 数				
24	JAERIA	119	437	50	430	51	377	46	86	47	17	25	151	98	217		
25	KROKUS	133	640	74	620	73	550	67	86	110	31	61	90	91	224		
26	KENNEBEC	133	776	90	776	91	717	88	92	53	11	42	170	77	210		
27	MARIJKE	133	775	90	762	90	690	84	89	76	20	43	160	98	231		
28	MULTA	119	577	67	560	66	427	52	74	72	25	35	122	84	203		
29	OSTARA	98	618	71	606	71	494	60	79	63	22	33	150	98	196		
30	PATRONES	126	484	56	473	56	370	45	76	53	20	27	137	91	217		
31	POLA	119	867	100	862	101	787	96	91	88	24	61	129	98	217		
32	POMPADOUR	126	506	58	504	59	427	52	84	61	25	34	125	77	203		
33	RADOSA	98	768	89	746	88	594	73	77	82	32	41	145	119	217		
34	R. PONTIAC	105	730	84	720	85	600	73	82	72	24	42	143	91	196		
35	RENOVA	126	504	58	487	57	377	46	75	85	42	30	126	105	231		
36	RESY	105	454	52	450	52	367	45	81	48	16	29	126	133	238		
37	ROBINIA	140	616	71	616	72	557	68	90	45	13	32	174	98	238		
38	RONDA	126	343	40	333	39	273	33	79	36	11	21	130	112	238		
39	ROSANNA	126	409	47	400	47	303	37	74	54	24	24	126	105	231		
40	RYS	119	439	51	411	48	327	40	74	65	27	26	126	112	231		
41	SOKOY	98	500	58	492	58	407	50	81	110	70	31	131	112	210		
42	TARPAN	126	528	61	516	60	383	47	72	64	31	26	147	77	203		
43	VITORINI	105	294	34	281	32	214	26	73	52	20	15	143	98	203		
44	VEKARO	119	758	88	737	87	627	77	83	95	38	43	146	98	217		
45	WINALDA	105	346	40	327	38	200	24	58	53	24	16	125	112	217		
	平 均	126	548	63	520	61	410	50	75	74	27	39	137	91	217		

表 8. ラス・ブルフアス試験場及びその他の場所で実施されている馬鈴薯の試験研究（1976年9月調）

作物	試験研究項目	開始時期	実施場所
	1 品種導入試験	1973	Las Brujas 試験場, 1975以降はRocha
シ	2 品種比較試験	1973	ジャガイモ生産地域
	3 20品種におけるジャガイモ根莖生長曲線調査	1975	San Jose
	4 植付時期と収穫時期の収益と種イモ生産に及ぼす影響	1975	ジャガイモ生産地域
キ	5 N. P. K. 施用量のちがいにによる反応試験	1973	San Jose, Rocha
	6 窒素の分解	1972	San Jose, Rocha
ガ	7 原料を異にする各種窒素肥料の肥効調査	1976	Rocha
	8 植付前後の栽培管理試験	1975	San Jose, 1976年Rochaでも開始
	9 ジャガイモ栽培に慣行的に組合わされている各種輪作体系の試験	1976	San Jose
イ	10 ジャガイモ・Kennebec・品種とPontiac・品種の休眠打破	1975	Las Brujas 試験場
	11 植付密度と種イモの大きさの収益に及ぼす影響	1972	Las Brujas, San Jose, 1976年Rochaでも開始
	12 種イモの貯蔵管理技術の研究	1975	Las Brujas 試験場
モ	13 各種中耕法の効果測定	1973	Las Brujas 試験場, 1976年Rochaでも開始
	14 種イモ貯蔵条件が、次作の種イモの生産力に及ぼす影響	1976	Rocha
	15 各種かんがい方式の効果比較試験	1976	ジャガイモ生産地域
	16 ナス科作物を宿主植物とする節足類の調査		ジャガイモ生産地域
	17 各生産地域のジャガイモを加害しているアブラムシの年間、季節的生活史の調査	1974	San Jose, 1975年Rochaでも開始
	18 ジャガイモを宿主植物とする鱗翅類(チョウ類)のポビュレノンの動勢調査	1975	Las Brujas 試験場
	19 ジャガイモを宿主植物とするコナジラミ類のポビュレノンの動勢調査	1975	同上
	20 ジャガイモを加害するハムシ類のポビュレノンの動勢調査	1975	同上

作物	試験研究項目	開始時期	実施場所
	21 ジャガイモにつく双翅目 (Sirphyidae) のポビュレションの動勢調査	1975	Las Brujas 試験場
シ	22 ジャガイモにつく膜翅目 (Aphelinus) のポビュレションの動勢調査	1975	同上
	23 ジャガイモを加害するアザミウマ目のポビュレションの動勢調査	1975	同上
	24 ジャガイモを加害するカメムシ類のポビュレションの動勢調査	1975	同上
	25 ジャガイモを加害するアブラムシ及びその他の害虫の防除と天敵利用の可能性	1973	同上
*	26 ジャガイモ栽培における対アブラムシ予察警報事業の実施	1974	San Jose Rocha
	27 ジャガイモの病害の同定	1973	ジャガイモ生産地域
ガ	28 ジャガイモの疫病 (Phytophthora) の生物生態学	1975	〃
	29 ジャガイモの夏疫病 (Alternaria solani) の生物生態学	1975	〃
イ	30 ジャガイモの疫病 (Phytophthora infestans) の化学的防除	1973	Las Brujas 試験場
	31 ジャガイモの夏疫病 (Alternaria solani) の防除	1974	Las Brujas 試験場
モ	32 ジャガイモ疫病と夏疫病の発生に関係する Canelones, Montevideo, San Jose, Rocha 地方の気候学的区分けの調査研究	1975	Canelones, Montevideo, San Jose, Rocha
	33 対ジャガイモ疫病予察警報システムの評価と感染経路の解明	1973	Las Brujas 試験場, Rocha
	34 対ジャガイモ疫病予察警報事業の実施	1974	San Jose, Montevideo, Canelones, Rocha
	35		
	36 ウイルス病害の発生地域と発生時期のエパリュエーション	1975	San Jose, Rocha, Tacuarembó
	37 ジャガイモ生産地における青枯病 (Pseudomonas Solanacearum) の予察	1975	ジャガイモ生産地域
	38 «Kennebec» 品種, «Pontiac» 品種における母系統種イモの選抜	1975	ジャガイモ生産地域

8. ウルグアイ側とのR/D協議の経緯と結果

(調査団は訪ウ中)農業水産省の Alberto Boerger 農業研究センター所長代理 (Ing. Agr. Juan A. Curotto), 同省国際協力担当及びラ・エスタンスエラ試験場々長 (Ing. Agr. Cayo Mario Tavella), 同じくラス・ブルハス試験場々長 (当時は Dr. Armando Raduffett, 現在は Ing. Agr. Joaquin Carbonell), 外務省通商経済局担当官 (Dra. Ines Ubici de Busso), 企画調整情報庁担当官 (Ing. Agr. Luis E. Plouvier) と三回、企画調整情報庁副長官及び農業水産次官と一回の会合をもち協議を重ねた結果、次のような結論で調査団レベルで原則的合意が得られた。

1) R/D V - 1 - d (日本人専門家の国内出張) について

当方は、自動車の提供及び出張旅費の支給を要求したが、ウ側は自動車(ガソリン代を含む)の提供は日本から供与される自動車をあてがうなどして可能であるが、旅費の支給は日本人専門家は試験場職員でなく、且つ外国人専門家に国内出張旅費を支給した前例がないので、困難であると主張した。最終的にはガソリン代負担を明記することにし、出張旅費の支給という文言は削除することで合意した。

2) R/D V - 1 - e (日本人専門家に対する宿舎の提供) について

当方、専門家用として家具付住宅の提供を要求したところ、ウ側はウ国家公務員にも宿舎を提供しておらず、外国援助受入れの場合でも前例がなく、本件は極めて困難であると主張した。調査団は、我が国の他国との協力の際にも宿舎の提供を明記しているので、この項を削除するのではなく、「現地の条件及びウ国関係当局の財政能力を考慮した上」という文言を末尾につけることを提案したところ、ウ側もこれに合意した。

3) R/D VI - 1 (プロジェクト責任者) について

日本側は、農業水産省又は Alberto Boerger 農業研究センターのいずれかが責任者となるのが適当と申し入れたところ、ウ側は同研究センターを責任者にしたいと明言し、それで合意した。

4) R/D VII (日本人専門家に対する免責) について

日本側は、「ウ国政府は事業に従事する日本人専門家のウ国における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負うことを約束する。ただし日本人専門家の故意、又は重大な過失から生ずる責任についてはこの限りではない。」という条文を R/D に入れることを主張した。

これに対し、ウ側は日本人専門家は大統領政令により、国連の「特別使節団に関する条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書」に規定する特別使節団とみなすことにするので、事故の場合、裁判にかけるということはないが、同国民法に、国家は個人の過失に責任を負わないと規定しているので、損害賠償の責任を負うことはできないと主張し、現実的には、試験場が負担している保険（敷地、圃場を含む試験場全体にかかっている労働災害保険、及び出張の際の自動車保険）でカバーできると説明した。

調査団は、本件はプロジェクトの実施の成否にかかわる重要事項であるし、他国との協力にも必須条項として入れてあることを、アルゼンチン、インドネシア国とのR/Dを例示しながら力説し、また西独のウ国に対する協力に関する交換文にも免責条項が入っているやに聞いているとし、ウ国の憲法の条項（国家の責任）から考えても、ウ側に法的根拠がないというのは理解できないとして、再検討を要請した。その結果、最終的に「ウ国の現行法令に基づき～」という文言を文頭に加えることで免責条項をR/Dに記載することを了承する旨回答してきたが、これについては調査団は、問題はないと思うと表明しながらも、この件については本国に照会し検討を依頼するとの段取りで、タイム・リミットとなり帰国することになった。

5) R/D附表Ⅲ（特権、免除及び便宜）について

日本側は、日本人派遣専門家及びその家族がウ国から保証されるべきものとして、①所得税等の免除、②個人用物品の輸出入税の免除、及び③無料医療サービスを要請したところ、ウ側は①、②は前記特別使節団の待遇と一致するので、日本（案）どおりで問題ないが、③についてはウ国の医療制度からして困難であると主張した。調査団としては、緊急な場合、Alberto Boerger 農業研究センターが医師や病院の紹介や、即座の入院手配など可能な限り援助するという文言に換えることで合意した。

6) R/D附表V-1-a（ウ側カウンターパート）について

Director はラス・ブルハス試験場長とすることで双方合意した。

7) R/D附表（合同委員会）について

合同委員会・委員長はAlberto Boerger 農業研究センター所長とし、ウ側の構成委員は、①ラス・ブルハス試験場々長、及び②日本人専門家のカウンターパートとした。

帰国後のR/D懸案条項（日本人専門家に対する免責）の調整

調査団は帰国後R/D協議結果を日本側関係者に報告し、大筋合意を得た。しかし、本条項については日本側関係当局は、調査団レベルで合意してきた「ウ国の現行法令に基づき～」という文言を冒頭書き加えることで、免責の確保が保証されることを明示した書面が必要であるとした。

そこで、在ウ日本大使館を通じて調整が行なわれ、最終的には在ウ日本大使館とウ国外務省との間に取換された、口上書でもって、「ウ国現行法令に基づき～」という文書を冒頭に書き加えることで、日本人専門家に対する免責が確保されることになり、R/D全文合意が達成された。

その時点で、日本側で字句修正、浄書を行ない、全同文のR/Dを2部作成し、先に日本側を代表して、国際協力事業団の農業開発協力部長が署名し、7月上旬に在ウ日本大使館を通じて、ウ側関係当局に送付した。ウ側は、7月19日付で、農業水産省官房長が署名し、8月中旬に双方合意署名されたR/Dが、我が方に返送されてきた。

9. 日, ウ, 双方署名した討議議事録

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION
SURVEY TEAM AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT
OF THE ORIENTAL REPUBLIC OF URUGUAY FOR THE JAPAN-URUGUAY
VEGETABLE RESEARCH COOPERATION PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as JICA) visited the Oriental Republic of Uruguay from February to March for the purpose of working out details of the technical cooperation program concerning the Japan-Uruguay Vegetable Research Cooperation Project in Uruguay.

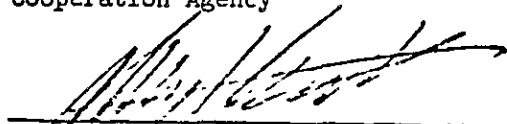
During its stay in Uruguay, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Uruguayan authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned project.

After the Team returned to Japan, several discussions and exchange of views took place between the Japanese and Uruguayan authorities concerned through the Embassy of Japan in Montevideo to finalized the Record of Discussions for the Project.

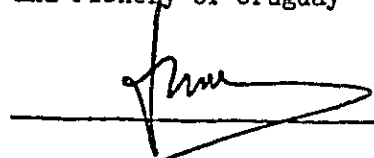
As a result of the above discussions and exchange of views, JICA and the Uruguayan authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matter referred to in the document attached hereto.

Montevideo, 19/7 , 1978

For the Japan International
Cooperation Agency


Shoji Kanatsu
Director,
Agricultural Development
Cooperation Department, JICA

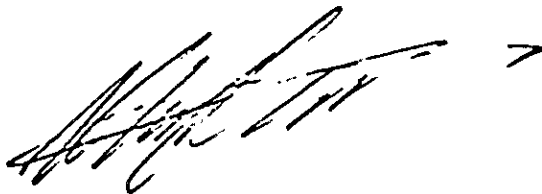
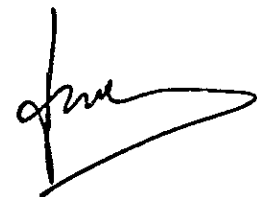
For the Ministry of Agriculture
and Fishery of Uruguay


Cnel. Juan C. Fernández Bértoli
DIRECTOR GENERAL
DE SECRETARIA DE ESTADO

THE ATTACHED DOCUMENT

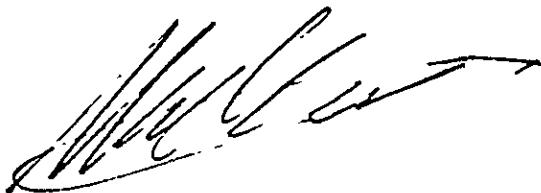
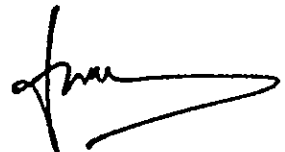
I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the Oriental Republic of Uruguay will cooperate with each other in implementing the Japan-Uruguay Vegetable Research Cooperation Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of improving the vegetable production techniques including potatoes through the research activities at mainly Las Brujas Experiment Station.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

A large, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be written in cursive or a similar fluid script.A smaller, more compact handwritten signature in black ink, also in a cursive style.

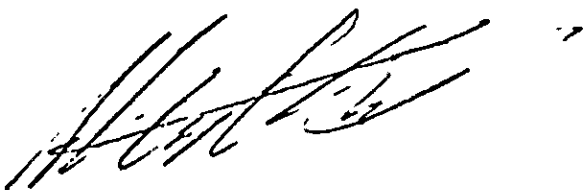
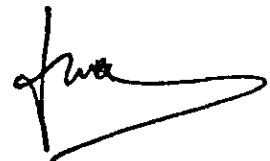
II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the Oriental Republic of Uruguay the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III no less favourable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions.

A large, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be written in cursive.A smaller, more compact handwritten signature in black ink, also in cursive.

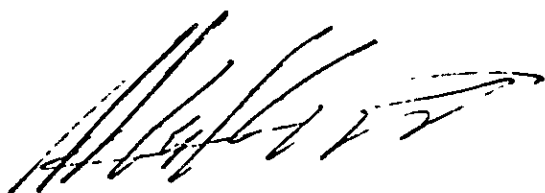
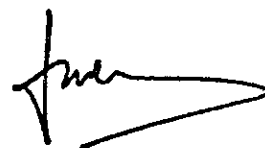
III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The article referred to in 1. above will become the property of the Government of the Oriental Republic of Uruguay upon being delivered c.i.f. to the Uruguayan authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

A large, stylized handwritten signature in black ink, consisting of several overlapping loops and a long horizontal stroke at the end.A smaller, more compact handwritten signature in black ink, featuring a vertical stroke on the left and a horizontal stroke at the bottom.

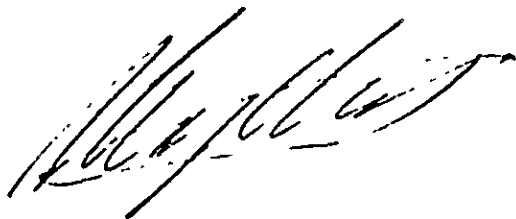
IV. TRAINING OF URUGUAYAN PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Uruguayan personnel connected with the Project for technical training or observation tour in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of the Oriental Republic of Uruguay will take necessary measures through the Ministry of Agriculture and Fishery to ensure that the knowledge and experience acquired by the Uruguayan personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

A large, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be a name with a long horizontal stroke at the end.A smaller, more compact handwritten signature in black ink, consisting of a few distinct strokes.

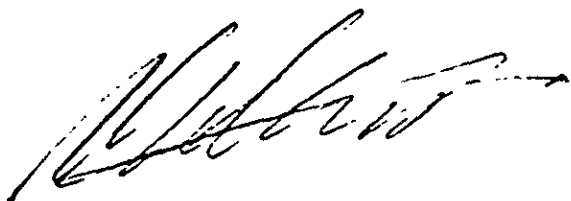
V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE ORIENTAL
REPUBLIC OF URUGUAY

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Oriental Republic of Uruguay, the Government of the Oriental Republic of Uruguay will take necessary measures to provide at its own expense through the Ministry of Agriculture and Fishery:
 - a. Services of the Uruguayan experts and other personnel as listed in Annex V;
 - b. Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
 - c. Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project (except for those provided by the Government of Japan through JICA under III above);
 - d. Transportation facilities including fuel fees for the Japanese experts for the official travel within the Oriental Republic of Uruguay;
 - e. Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families, taking into account local conditions and financial possibilities of Uruguayan authorities concerned.



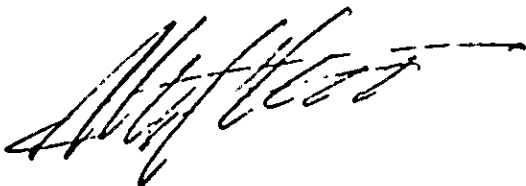
2. In accordance with the laws and regulations in force in the Oriental Republic of Uruguay, The Government of the Oriental Republic of Uruguay will take necessary measures through the Ministry of Agriculture and Fishery to meet the following expenses:

- a. Expenses necessary for construction or improvement of experiment fields and their incidental facilities for the implementation of the Project;
- b. Expenses necessary for the transportation within the Oriental Republic of Uruguay of the articles referred to in III. above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- c. Customs duties, internal taxes and any other charges imposed in the Oriental Republic of Uruguay on the articles referred to in III. above;
- d. All running expenses necessary for the implementation of the Project.



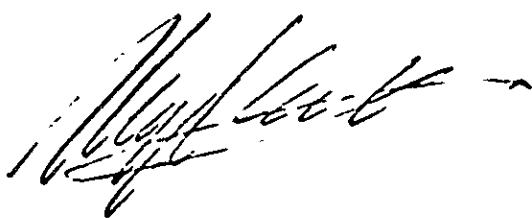
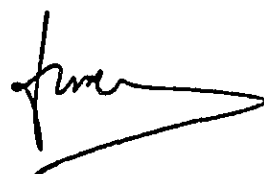
VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Alberto Boerger Agricultural Investigation Center of the Government of the Oriental Republic of Uruguay will be responsible for the administration and implementation of the Project, and the Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice for the implementation of the Project.
2. For the successful implementation of the Project, a Joint-Committee will be established as specified in Annex VII and will meet regularly. The Committee will formulate the details of the Master Plan referred to in Annex I and the annual operational work plan of the Project. The details of the Master Plan and the annual operational work plan will be submitted to the authorities concerned of the two Governments for their approval.
3. The Project will be implemented with close cooperation extended by the agricultural agencies and institutions concerned of the Oriental Republic of Uruguay.



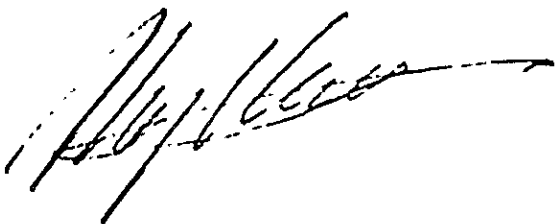
VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the laws and regulations in force in the Oriental Republic of Uruguay, The Government of the Oriental Republic of Uruguay undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Oriental Republic of Uruguay except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

A handwritten signature in black ink, appearing to be 'Alfred...' followed by a flourish.A handwritten signature in black ink, appearing to be 'fina' followed by a large, sweeping flourish.

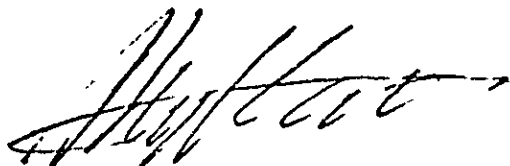
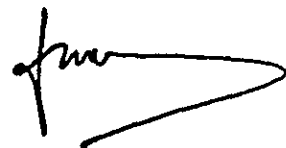
VIII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any issues arising from, or in connection with this Attached Document.

A large, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be 'H. J. ...'.A smaller, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be 'J. ...'.

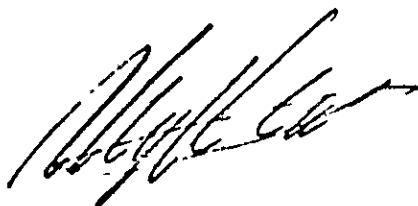
IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be three years from July 19 of 1978 , and the authorities concerned of the two Governments will hold mutual consultation concerning the technical cooperation thereafter if necessity arises.

A large, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be 'H. H. H.' or similar, written in a cursive style.A smaller, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be 'J. J.' or similar, written in a cursive style.

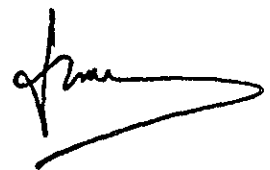
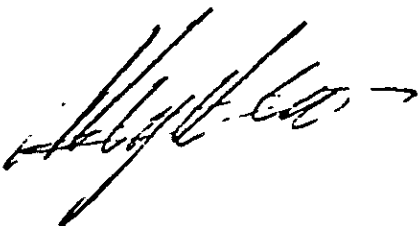
Annex I. Master Plan of the Project

1. The Project will be implemented for improving the vegetable production techniques including potatoes through the research activities, aiming at increase in production, improvement in quality and year-round production of vegetables in Uruguay.
2. The Project will be implemented through the following research activities:
 - a. Research works on the following subjects;
 - (1) Breeding technique of vegetables
 - (2) Cultivation method of vegetables including protected cultivation
 - (3) Breeding technique of potatoes
 - (4) Cultivation method of potatoes
 - (5) Disease and insect control on vegetables
 - (6) Disease and insect control on potatoes
 - b. Exchange of information, samples, materials and research reports for the Project.
 - c. Development of research capability of the Uruguayan researchers on the subjects mentioned in 2-a.
 - d. Other activities agreed by the authorities concerned of the two Governments.
3. Activities mentioned in 2. will be conducted in Las Brujas Experiment Station. The Station will conduct such activities in cooperation with other stations listed 4. below.



4. Other stations and their cooperation activities

<u>name of station</u>	<u>cooperation activities</u>
Del Norte Experiment Station	Implementation of applied research on potato varieties and their production methods
Litoral Norte Experiment Station	Implementation of applied research on vegetable varieties and their production methods



Annex II. List of Japanese experts

1. Researchers
 - a. Vegetable breeding
 - b. Vegetable cultivation
 - c. Potato
 - d. Plant pathology
 - e. Entomology
2. Liaison Officer

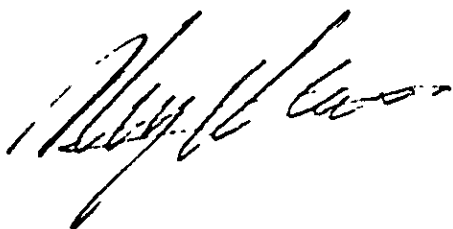
Notes:

- 1) Team Leader will be assigned among the researchers specified in Annex II-1 above.
- 2) The experts will reside at Las Brujas Experiment Station, and will make their rounds of the other stations mentioned in Annex I-4 to provide technical guidance when necessity arises.
- 3) Some additional short-term experts in the fields mentioned above as well as others may also be dispatched when necessity arises.



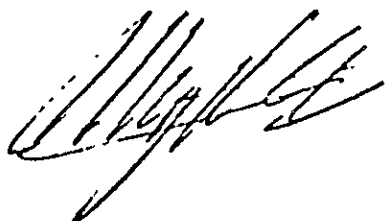
Annex III. Privileges, exemption and benefits

1. Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.
2. Exemptions from import duties and any other charge in respect of personal and household effects, including one motor vehicle per family, which may be brought into the Oriental Republic of Uruguay from abroad.
3. In the case of accident or emergency, the Center referred in VI-1 above, will help by all its available means to obtain the necessary help and medical assistance to the Japanese experts and their families.

A large, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be 'Miguel' followed by a surname.A smaller, more compact handwritten signature in black ink, possibly 'J. M.' or similar.

Annex IV. List of the articles to be provided by the Government of Japan

1. Equipment, machinery, implements and tools for laboratory work,
and their spare parts;
2. Equipment, machinery, implements and tools for field work,
and their spare parts;
3. Vehicles;
4. Fertilizer, agricultural chemicals and materials for chemical
control;
5. Books and other necessary printed matters;
6. Audio-Visual aids;
7. Other necessary small-scale equipment and materials.

A large, stylized handwritten signature in black ink, located on the left side of the page.A smaller, stylized handwritten signature in black ink, located on the right side of the page.

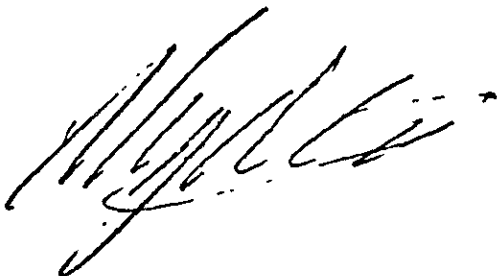
Annex V. The Uruguayan experts and other personnel

1. Experts
 - a. Director
 - b. Counterpart researchers for the Japanese researchers

2. Other personnel
 - a. Laboratory assistants
 - b. A private secretary for the leader of the Japanese experts
 - c. Clerical personnel including a typist
 - d. Drivers and other service personnel
 - e. Field workers

Note:

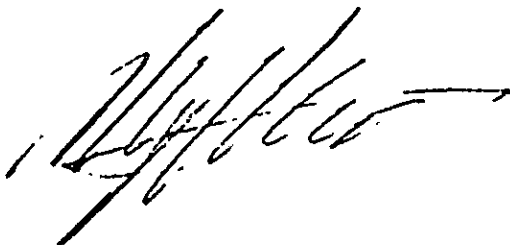
At least one expert in charge of the Project will be posted at Litoral Norte Experiment Station and Del Norte Experiment Station respectively.

A large, stylized handwritten signature in black ink, located in the lower-left quadrant of the page.A smaller, more compact handwritten signature in black ink, located in the lower-right quadrant of the page.

Annex VI. List of land, buildings and other facilities

1. Offices for Japanese Team Leader and experts
2. Laboratories and their incidental facilities
3. Meeting room
4. Glass-house and net-house
5. Facilities for seeds storage
6. Garage
7. Store-houses for machinery and other materials
8. Experiment fields and their incidental facilities

Las Brujas Experiment Station	about 3 ha
Del Norte Experiment Station	about 1 ha
Litoral Norte Experiment Station	about 1 ha
9. Other necessary land and buildings



Annex VII. The composition of the Joint-Committee

Chairman Director of Alberto Boerger Agricultural
Investigation Center

Japanese side:

Team Leader

Researchers

Liaison Officer

Uruguayan side:

Director, Las Brujas


Experiment Station

Uruguayan counterparts to the

Japanese experts

Note:

An official of the Embassy of Japan may attend the
meeting of the Joint-Committee as an observer.



日本国農業協力実施協議チームとウルグアイ東方共和国政府関係当局との間にとりかわされた、日本－ウルグアイ野菜研究協力プロジェクトに関する討議議事録

日本国、国際協力事業団（以下「事業団」という）から派遣されたウルグアイ野菜研究協力実施協議チーム（以下「チーム」という）は、ウルグアイ東方共和国における野菜研究協力プロジェクトの実施計画の細部について取極めるために、2月から3月にかけてウルグアイ東方共和国を訪問した。

調査団はウ国滞在中、上記プロジェクトの実施を成功させるために、両国間でとられる望ましい措置に関してウルグアイ政府当局と意見交換及び鋭意検討をくりかえした。

チームの帰国後、本プロジェクトに関する討議議事録を取りまとめるために在モンテビデオ日本国大使館を通じて、日・ウ国関係当局間で意見交換及び鋭意検討した。

上記検討の結果、事業団とウ国関係当局は、ここに付添された書簡の中で言及されたものを勧告することに同意をみた。

I. 二国間協力

- 1 日本国政府とウルグアイ東方共和国政府は主に Las Brujas 試験場における試験研究活動を通じて馬鈴薯を含む野菜の生産技術の改良のため、日本、ウルグアイ野菜研究協力事業（以下「事業」という）を相互に協力して実施する。
2. 事業は付表Iに記載されている基本計画により実施される。

II. 日本人専門家の派遣

- 1 日本国政府は、日本国の現行法令に従い、日本の技術協力計画に基づく通常の手続きによって、付表IIに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において供与するために、事業団を通じて必要な措置をとる。
2. 上記1に言う日本人専門家並びにその家族は、ウルグアイ東方共和国において付表IIIに掲げる特権、免除、及び便宜を与えられる。

なお、それらは同様な役務を遂行している第3国または国際機関派遣専門家に対して与えられるものよりも不利でないものとする。

Ⅲ. 機材，設備の供与

1. 日本国政府は日本国の現行法令に従い，日本国の技術協力計画に基づく通常の手続きによって，事業の実施のために必要な付表Ⅳに掲げる機械，設備，及び資材を自己の負担において供与するために，事業団を通じて必要な措置をとる。
2. 1にいう物品は陸揚港ないし，空港においてCIF建てで，ウルグアイ東方共和国政府の関係当局に引き渡された時に，ウルグアイ東方共和国政府の財産となり，付表Ⅱに掲げた日本人専門家と協議してもっぱら事業の実施のために利用される。

Ⅳ. 日本国におけるウルグアイ人職員の研修

1. 日本国政府は日本国の現行法令に従い，日本国政府の技術協力計画に基づく通常の手続きによって，事業に従事するウルグアイ人職員を技術研修，視察旅行のために，自己の負担において，日本国へ受入れるために事業団を通じて必要な措置をとる。
2. ウルグアイ東方共和国政府は，ウルグアイ人職員が日本国における技術研修により得た知識，経験が事業の実施のために効果的に利用されることを保証するために，農業水産省を通じて必要な措置をとる。

Ⅴ. ウルグアイ東方共和国政府のとり措

1. ウルグアイ東方共和国政府は，ウルグアイ東方共和国の現行法令に従い，自己の負担において，次のものを提供するために，農業水産省を通じて必要な措置をとる。
 - a. 付表Ⅴに掲げるウルグアイ人の専門家その他職員の役務
 - b. 付表Ⅵに掲げる土地，建物及び施設
 - c. 事業の実施に必要な機械，設備，器具，車輛，工具，予備部品及びその他の資材の補充（Ⅲ項に記載された日本国政府から事業団を通じて供与されるものは除く）
 - d. 日本人専門家がウルグアイ東方共和国内で，公務上，旅行するための交通機関とその燃料
 - e. ウルグアイ政府関係当局の財政的条件と可能性を考慮した上で日本人専門家とその家族のための居心地よい家具つき住宅
2. ウルグアイ東方共和国政府は，ウルグアイ東方共和国の現行法令に従い次のような経費を負担するために，農業水産省を通じて必要な措置をとる。
 - a. 事業の実施のための圃場及びその付帯施設の建設，又は改善に必要な経費

- b. Ⅲ項にいう物品のウルグアイ東方共和国内における輸送並びにこれらの物品の据え付け、操作及び維持に必要な経費
- c. Ⅲ項にいう物品について、ウルグアイ東方共和国において課される関税、内国税、及びその他の課徴金
- d. 事業の実施に必要なすべての運営費

Ⅵ. 事業の運営

- 1 ウルグアイ東方共和国政府の Alberto Boeger 農業研究センターが事業の運営及び実施について責任を負い、日本人専門家は事業の実施に必要な技術上の事項につき指導及び助言を行う。
- 2 事業の実施を成功させるため、付表Ⅶに定める構成員から成る合同委員会を設置し、定期的に会合するものとする。この委員会は、付表Ⅰにいう事業の基本計画の細目及びそれにより実施されるべき事業の年間作業計画を作成する。

基本計画の細目及び年間作業計画は、両政府の関係当局の承認を得るために同当局に提出される。

- 3 事業はウルグアイ東方共和国の関係農業機関及び研究機関の密接な協力を得て実施されるものとする。

Ⅶ. 日本人専門家に対する請求

ウルグアイ東方共和国政府は同国の現行法令に従い事業に従事する日本人専門家のウルグアイ東方共和国における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、又は、その他その遂行に関連する日本人専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負うことを約束する。ただし、日本人専門家の故意又は重大な過失から生じる責任については、この限りではない。

Ⅷ. 相互協議

両国政府関係当局は、この付属文書から、又はそれに関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

Ⅸ．協 力 期 間

この付属文書による技術協力の期間は 1978 年 7 月 1 9 日より 3 ケ年とする。

その後の技術協力に関しては、必要が生じた場合には、両国政府当局において相互に協議する。

付表Ⅰ. 事業の基本計画

1. 事業はウルグァイ東方共和国における野菜の生産増大、品質の向上、及び生産の周年化をねらいとして、馬鈴薯を含む野菜生産技術の改良のための試験研究を内容とする。
2. 事業は次の活動からなる。
 - a. 次の課題に関する研究業務
 - (1) 野菜の育種技術
 - (2) 野菜の栽培技術（施設栽培を含む）
 - (3) 馬鈴薯の育種技術
 - (4) 馬鈴薯の栽培技術
 - (5) 野菜の病害虫防除
 - (6) 馬鈴薯の病害虫防除
 - b. 事業に必要な情報、標本、資料及び研究報告書の交換
 - c. a.にかかげる課題に関するウルグァイ国研究者の研究能力の開発
 - d. その他両国政府の関係当局者間で合意するその他の活動
3. 2にいう活動はラス・ブルハス試験場において行なわれる。
同試験場は4に掲げる他の試験場の協力を得てこの活動を行う。
4. 他の試験場及びその協力活動

試験場名	協 力 活 動
デル・ノルテ試験場	馬鈴薯の品種及び栽培法に関する実用的研究の実施
リトラル・ノルテ試験場	野菜の品種及び栽培法に関する実用的研究の実施

付表Ⅱ 日本人専門家の表

1. 研究者
 - a. 野菜育種
 - b. 野菜栽培
 - c. 馬 鈴 薯
 - d. 植物病理
 - e. 害 虫
2. 連絡員

- 注) 1) チーム・リーダーは上記Ⅱの1に掲げる研究者の中から選任する。
2) 専門家はラス・ブルハス試験場に常駐する。なお研究者は必要に応じ付表Ⅰの4に掲げる他の機関に対して巡回指導を行なう。
3) 上記及びその他の分野については必要に応じて短期専門家が派遣される。

付表Ⅲ．特権，免除，及び便宜

- 1 海外から送金される生活手当に対して，又はそれに関連して課される所得税及びその他の課徴金の免除
- 2 ウルグァイ東方共和国内に搬入される個人及び家庭用品（自動車1台を含む）に課される輸出入税及びその他の課徴金の免除
- 3 事故，又は緊急事態の場合，Alberto Boerger 農業研究センターは日本人専門家とその家族の救済のためにできる限りの手段をとる。

付表Ⅳ．日本国政府から供与される物品の表

- 1 実験室用設備，機械，器具，工具，それらの予備部品，その他資材
- 2 圃場作業用の設備，機械，器具及びそれらの予備部品
- 3 車 輛
- 4 肥料，農薬及び化学的防除用資材
- 5 書籍，その他の必要な印刷物
- 6 視聴覚教材
7. その他必要な小規模の設備及び資材

付表Ⅴ．ウルグァイ人の専門家及びその他の職員

- 1 専 門 家
 - a. 団 長
 - b. 日本人専門家の相手方となる専門家
2. その他の職員
 - a. 実験助手
 - b. 日本人専門家のチーム・リーダーの秘書
 - c. タイピストを含む事務職員
 - d. 運転手及びその他の役務職員
 - e. 圃場作業員

注) リトラル・ノルテ試験場とデル・ノルテ試験場に少なくとも1名のプロジェクト担当の専門家が指名される。

付表Ⅵ. 土地, 建物, その他施設の表

1. 日本人チーム・リーダーと専門家用の事務室
2. 実験室及びその付帯設備
3. 会議室
4. ガラス室及び網室
5. 種苗貯蔵施設
6. 車庫
7. 機械, その他資材の保管施設
8. 実験圃場及び付帯施設
 - ラス・ブルハス試験場: 約 3 ha
 - デル・ノルテ試験場: 約 1 ha
 - リトラル・ノルテ試験場: 約 1 ha
9. その他必要な土地と建物

付表Ⅶ. 合同委員会の構成

委員長: Alberto Boeger 農業研究センター所長

日本側	ウルグァイ側
チーム・リーダー	ラス・ブルハス試験場々長
研究者	日本人専門家の相手方となる専門家
連絡員	

注) 日本国大使館々員は傍聴者として合同委員会に出席することができる。

10. ウルグァイの生活環境

ウルグァイ河の東岸に位置することに由来するウルグァイ東方共和国は、気候的には全土が温帯に位置し、南アメリカ2大国であるアルゼンチンとブラジルとの間に介在する人口約280万、面積約187万Km²の国である。この国土面積はオランダ、スイス、デンマークより大きく、ベルギーの2倍、また日本の半分以上、ポルトガルの2倍以上ある。

ウルグァイは西方においてウルグァイ河、南方においてラプラタ河、および大西洋に接し、海岸線240Km、沿河線850Kmとなっている。

この国の地勢は険しくなく、丸味を帯びた頂きの小丘陵となだらかな傾斜地及び平坦地の連続からなっている。南方地区の最も高い丘陵でも標高500mを越えず、平均度は200m以下となっている。

このような平坦地の多い国土利用については、民族的な特徴もあって、自然牧地が64%も占め、耕作地が平坦地であるにもかかわらず、僅に10%、森林25%、非生産地5.5%、その他河川、道路となっている。

ウルグァイは南緯30°05′から35°、西緯53°05′から58°25′にまたがる“おむすび”形の領域を占めているが、これを日本の緯度にあてはめてみると、ウルグァイ最南部でラプラタ川に面した首都モンテビデオは京都と同緯度関係にあり、ウルグァイ最北部は鹿児島県トカラ列島北端口之島付近と同緯度となる。

ウルグァイの気候は、温暖、温和且つ健康的で1年を通じ9ヶ月好天が続く。四季は日本と反対になるが、平均気温は春季19℃、夏季22℃、秋季15℃、冬季12℃である。6月が最も寒くまた湿度も高く、1月が最も暑く乾燥の季節である。気温の季節変化は日本のそれと似ているが、モンテビデオの夏と冬の気温の差は京都のそれほど顕著ではない。一方雨量についてはウルグァイでは年間を通して降雨があり、年間約1,000mmと東京のそれより500mm程少なく、日本の夏多湿冬乾燥とは全く正反対で、ウルグァイは夏乾燥冬多湿となっている。ウルグァイでは冬季にも気温が氷点下に下がることはなく、年間を通じて降雪を見ない。また東京の真夏の“熱帯夜”や真冬の“からっ風”に象徴されるような酷暑極寒は殆んど経験されない。よって熱帯性疫病は皆無、伝染病も稀にしか発生せず、気候的な面から観た生活環境としてはJICA派遣の専門家を受入れている世界各国の中でも最も快適な国の1つと言えよう。特にウルグァイでは大西洋から吹いてくる微風が真夏の暑熱を和らげ、海岸沿にあるモンテビデオ市をはじめ沢山の避暑地が国内や隣国アルゼンチンなどの海外からの避暑客で賑わいをみせるので、モンテビデオ市に

在住することになる日本人専門家及びその家族にとっても同市の海浜地帯は絶好のくつろぎの場となるであろう。

ウルグァイはスペイン人およびイタリア人の移住者が建国した国であるが、我々日本人の目から見ればこの国は白人単一民族国家的であり、教育水準も高く文化や社会慣習も全くヨーロッパ的である。社会保障制度が完備している国として有名であり、“南米のスイス”という別称を持っている。

日本人専門家が海外に赴任する場合、国によっては宗教のちがいからその方面の言動はタブー視されることもあるようであるが、ウルグァイはそういう意味からすればひらけた国のように思える。この国は特定の宗教にとらわれず、単に憲法上だけでなく市民間の中においてもすべての信仰を尊重している。中南米の国々によってはカソリック教が圧倒的にドミナントで中心都市は勿論のこと、どんな地方の貧しい田舎町や村落に行っても中央広場（プラサ）に面して建てられているカソリック教会の荘重さは印象的である。そうして民衆の生活習慣の中に宗教があまりにも強固に根を張っているために既存の価値観を変えるような新しい技術や考え方が普遍化していく時に葛藤が起こる場合がある。ウルグァイではそういうマイナス面を持つ宗教的風土はあまり感じられず、他の中南米諸国に比べると日本人専門家にとって仕事のしやすい国ではなかろうかと思う。

公用語はスペイン語である。ウルグァイはスペイン語圏諸国の中で我が国の農業研究協力プロジェクトを受け入れる最初の国でありまたウルグァイにとっても我が国からというより東洋から専門家派遣、機械供与、研修生受入れをワンセットにしたプロジェクト方式の農業研究協力プロジェクトを受け入れるのは初めてである。したがって本プロジェクトは、日・ウ両国間の関係に画期的な 1 ページをひらくものと期待されているのである。であるから、両国関係者一同歴史や文化、風土の違いを乗り越えて、本プロジェクトを支援していただきたい。

11. 実施協議テーマが協議したウ側関係者リスト

Excm. Dr. Estanislao Valdes Otero
Ministro de Agricultura y Pesca
(農業水産大臣)

Ing. Agr. Juan C. Cassou
Subsecretario de Agricultura y Pesca
(農業水産次官)

Ing. Agr. Juan A. Curotto
Director General Interino del Centro de Investigación
Agrícolas "Alberto Boerger"
(農業水産省 Alberto Boerger 農業研究センター所長代理)

Ing. Agr. Cayo Mario Tavella
Director, Estación Experimental La Estanzuela
(農業水産省 ラ・エスタンスエラ試験場々長)

Dr. Armand Rabuffetti
Director, Estación Experimental Las Brujas
(農業水産省 ラス・ブルハス試験場々長)

Ing. Agr. Hector Masa
Director, Estación Experimental Litoral Norte
(農業水産省, リトラル・ノルテ試験場々長)

Ing. Agr. Felipe Canale Valdez
Estacion Experimental Las Brujas
(ラス・ブルハス試験場, 馬鈴薯担当)

Ing. Agr. Cesar Maeso Estación Experimental Las Brujas
(ラス・ブルハス試験場, 野菜園芸担当)

Ing. Agr. Julio Mendez
Estación Experimental Del Norte
(デル・ノルテ試験場 馬鈴薯担当)

Ing. Agr. Luis Amendola

Estacion Experimental Del Norte

(デル・ノルテ試験場, 畑作物担当)

Dr. Adolfo Donamari

Ministerio de Relaciones Exteriores

Director para Asuntos Economicos Comerciales

(外務省, 通商経済局長)

Dra. Ines Ubici de Busso

Ministerio de Relaciones Exteriores

Direccion para Asuntos Economicos Comerciales

(外務省, 通商経済局係官)

Brig. Jose D. Cardozo

Secretario de Planeamientos , Coordinación y Difusion

Cnel. Luis W. Cicalese

Subsecretario de la P.C.D

Ing. Agr. Luis E. Plouvier P.C.D

特別使節団に関する条約及び紛争の義務的解決に 関する選択議定書（英文）

条 約：ニューヨークにて1969年12月8日作成

発効については第35条を参照のこと

協定書：1969年12月16日ニューヨークにて作成

発効については第7条を参照のこと

L典：国連総会，A/R E S / 2530 (X X I V) 1969年12月16日

特別使節団に関する条約

この条約の当事国は

特別待遇が常に特別使節団に常に与えられてきたことを想起し，

各国間の友好関係及び協力の増進に関する国連憲章の目的及び原則に留意し，

特別使節団についての問題の重要性が，「外交関係及び免除に関する国連の会議開催中，さらに1961年4月10日の同会議」によって採択された決議Iにおいても認められたことを想起し，

「外交関係及び免除に関する国連の会議」が，1961年4月18日を調印開始日とする「外交関係に関するウィーン条約」を採択したことを考慮し，

「領事関係に関する国連の会議」が，1963年4月24日を調印開始日とする「領事関係に関するウィーン条約」を採択したことを考慮し，

特別使節団に関する国際条約は，これらの二つの条約を補足し，憲法上ならびに社会上の制度のいかに拘らず，各国間の友好関係の発展に寄与するであろうことを信じ，

特別使節団に関する特権及び免除の目的は，個人を益することではなく，当該国を代表する使節団として特別使節団の機能の効果的遂行を確保することであることを理解し，慣習的国際法の諸原則は，当条約の諸規定によっては規定されていない諸問題に引続き適用することを確認して，次のとおり合意した。

第1条 用語の使用

本条約の諸目的のため

- (a) 「特別使節団」とは，特定の問題に関して他国と交渉し，もしくは他国に関して特定の任務を遂行する目的で，一国により他国に対し，他国の同意を得て派遣されるところの，一国を代表する臨時の使節団をいう
- (b) 「常駐外交使節団」とは，「外交関係に関するウィーン条約」の意味における外交使節団をいう

- (c) 「領事公館」とは、一切の総領事館、領事館、副領事館もしくは領事代理事務所をいう
- (d) 「特別使節団長」とは、派遣団によりその資格で活動する任務を付与された者をいう
- (e) 「特別使節団の派遣国代表」とは、派遣国がその権限を付柄したところの一切の者をいう
- (f) 「特別使節団員」とは、特別使節団長、特別使節団における派遣国の代表及び特別使節団の要員をいう
- (g) 「特別使節団要員」とは、特別使節団の外交要員、行政及び技術要員並びに用務員をいう
- (h) 「外交要員」とは、特別使節団の目的のための外交的地位を有する特別使節団の要員をいう
- (i) 「行政及び技術要員」とは、特別使節団の行政及び技術上の業務に雇用される特別使節団の要員をいう
- (j) 「用務員」とは、特別使節団により、家事労働者、もしくは類似の仕事のため雇用される特別使節団の要員をいう
- (k) 「私的要員」とは、特別使節団員の私的用途に専ら雇用される者をいう。

第2条 特別使節団の派遣

一国は、外交上のまたは、その他合意され、もしくは相互に受容されうる経路を通し事前に他国の同意を得て、その国に特別使節団を派遣することができる。

第3条 特別使節団の機能

特別使節団の機能は、派遣国及び受入国の相互の合意により決定されるものとする。

第4条 二ないし、それ以上の国に対する特別使節団の派遣

二ないし、それ以上の国に対して同一の特別使節団を派遣しようとする国は、各受入国に対し、その同意を求め、その旨通告するものとする。

第5条 二ないし、それ以上の国による合同特別使節団の派遣

合同特別使節団を他国に派遣しようとする二ないし、それ以上の国は、受入国の同意を求め、その旨通告するものとする。

第6条 共通利害関係のある問題に対処するための二、ないしそれ以上の国による特別使節団の派遣

二ないし、それ以上の国は、それらすべての国に共通利害関係のある問題を、それらのすべての国の同意を得て、共同して対処するため第2条によって得た当該国の同意を得て、他国に同時に特別使節団を各々派遣することができる。

第7条 外交もしくは領事関係の非存在

特別使節団の派遣もしくは受入のためには、外交もしくは領事関係の存在は必要としない。

第 8 条 特別使節団の任命

第 10 条, 第 11 条及び第 12 条の規定を条件とし, 派遣団は受入国に対し, 特別使節団の規模及び構成に関して必要なすべての情報, 特に任命しようとする者の氏名及び職名を知らせた後, 特別使節団員を自由に任命することができる。受入国は, 受入国における環境, 状態, 並びに当該使節団の必要に照して合理的でないと思料する規模の特別使節団の受入れを辞退することができる。受入国はまた, 理由を提示することなく, いかなる者をも特別使節団員として受入れることを辞退できる。

第 9 条 特別使節団の構成

- 1 特別使節団は派遣国の一人, ないしそれ以上の人数の代表で構成されるものとし, 派遣団はそのうち一名を団長として任命することができる。特別使節団はまた, 外交要員, 行政及び技術要員, 並びに用務員をも含むことができる。
- 2 特別使節団の中に, 受入国における常駐外交使節団, もしくは領事公館の職員が含まれている場合においては, これらの者は現行条約によって付与される特権及び免除以外に, 常駐外交使節団, もしくは領事公館の職員としての特権及び免除を留保するものとする。

第 10 条 特別使節団の国籍

- 1 特別使節団中の派遣国の代表及びその外交要員は, 原則として派遣国の国民でなければならない
- 2 受入国の国籍を有する者は, 受入国の同意ある場合を除き, 特別使節団に任命されえない。なお, この同意はいつでも撤回しうるものとする。
- 3 受入国は本条第 2 項に規定する権利を第三国の国籍を有する者であって, かつ派遣国の国籍を有する者について留保することができる。

第 11 条 通 告

- 1 受入国の外務省もしくは合意を見た受入国の他の機関に対して次の事を通告するものとする。
 - (a) 特別使節団の構成及びその後の一切の変更
 - (b) 使節団員の到着及び最終出発並びに使節団における団員の職能の終結
 - (c) 使節団員に随伴する一切の者の到着及び最終出発
 - (d) 受入国居住者の使節団員もしくは私的要員としての雇用ならびに解雇
 - (e) 特別使節団長, もしくは団長のない場合は第 14 条 12 項に定める代表の任命又はそれらの者のいずれかの代行者の任命。
 - (f) 特別使節団が占有する土地建物, 並びに第 30 条, 第 36 条及び第 39 条による不可侵権

を享受する宿泊施設の所在地並びにこれらの土地建物及び宿泊施設を識別するのに必要なその他一切の情報

- 2 出来うれば、到着及び最終出発の通告は事前に与えられなければならない。

第12条 好ましくない、もしくは受け入れられないと宣告された者

受入国は、いつでもまたその決定を説明する必要なしに、特別使節団中の派遣団代表の何人でも、もしくはその外交要員の何人でも好ましくない者 (persona non grata) であること、または使節団の他の要員の何人でもが受け入れられない者であることを派遣国に通告しうるものとする。その際すべて派遣国は、要すれば当該者を召喚するか、もしくはその者の使節団での職能を終結させるかのいずれかの処置を取るものとする。好ましくない者、もしくは受け入れられない者との宣告は受入国領域に到着する前に行うことができる。

- 2 派遣国、本条第12項による義務を履行することを拒み、もしくは相当の期間内に履行しない場合は、受入国は当該者を特別使節団員として認めることを拒むことができる。

第13条 特別使節団の機能の開始

- 1 特別使節団の機能は、使節団が受入国の外務省、もしくは合意されたところのその他の機関と公式接触したとき直ちに開始するものとする。
- 2 特別使節団の機能の開始は、派遣国の常駐外交使節団による特別使節団の紹介、または信任状もしくは全権委任状の提出を俟たないものとする。

第14条 特別使節団の代表としての行動権限

- 1 特別使節団長、もしくは派遣団が団長を任命しなかった場合においては、派遣団によって指定された派遣団の代表の中一名の者は、特別使節団を代表して行動し、受入国に対して意志の伝達をすることができる。受入国は、特別使節団に関する意思伝達を、使節団長が任命されていない場合は上記代表に対し、直接もしくは常駐外交使節団を通じて行うものとする。
- 2 ただし、特別使節団員は、派遣国、特別施設団長、もしくは団長が任命されていない場合は本条第一項に定める代表により、特別使節団長もしくは前記代表の代理を務め、さもなければ使節団を代表して特定の活動を行うことを許されうるものとする。

第15条 受入国における公式業務の対応機関

派遣国によって特別使節団に付託された受入国とのすべての公式業務は、外務省もしくは合意された受入国側の他の機関を相手とし、または経由して行なわれるものとする。

第16条 序列に関する規定

- 1 受入国もしくは第三国の領域において、二ないしそれ以上の特別使節団が会合する場合—

使節団間の序列は、特別の合意がないときは、使節団が会合している領域の国の儀典令によって使用されている国名のアルファベット順に従って決定されるものとする。

- 2 儀式もしくは公式行事において会合する二ないしそれ以上の特別使節団の間における序列は、受入国において施行されている儀典令によるものとする。
- 3 同一特別使節団の団員間の序列は、受入国もしくは領域内において、二ないしそれ以上の使節団が会合している第三国に対し、通報される序列とする。

第 17 条 特別使節団の駐在地

- 1 特別使節団は、その駐在地を関係国によって合意された場所に有するものとする。
- 2 合意のない場合においては、特別使節団はその駐在地を受入国の外務省が位置する地域に有するものとする。
- 3 特別使節団が異った諸地域において、その機能を遂行する場合においては、関係国は使節団が一ヶ所以上の駐在地を有し、そのうちから1ヶ所を主たる駐在地として選定しうることを合意できうるものとする。

第 18 条 第三国の領域における特別使節団の会合

- 1 二ないし、それ以上の国からの特別使節団は、第三国の明白な承諾を得た後においてのみ、その第三国の領域において会合することができる。なお、その第三国はこの承諾を撤回する権利を留保する。
- 2 その承諾を与える際、第三国は派遣国によって遵守されるべき条件を定めることができる。
- 3 第三国は派遣団に関しての受入国の権利及び義務を、それがその承諾を与える際に示す限度において引き受けるものとする。

第 19 条 特別使節団の派遣国の旗章を使用する権利

- 1 特別使節団は、派遣国の国旗及び国章を使節団の占有する土地家屋、並びに公務執行中、その交通手段に使用する権利を有するものとする。
- 2 本条によって認められた権利の行使にあたっては、受入国の法律、規則及び慣例に考慮が払われるものとする。

第 20 条 特別使節団の機能の終結

- 1 特別使節団の機能はなかんづく (inter alia) 次に掲げる場合において終結するものとする。
 - (a) 関係国の合意
 - (b) 特別使節団の任務の完了

- (c) 特に明示された延長のない限り、特別使節団に割り当てられた期間の満了
 - (d) 派遣団が特別使節団を終結させ、もしくは召換しつつある旨の派遣団による通報。
 - (e) 受入国が特別使節団を終結したものとみなす受入国による通報
- 2 派遣国と受入国間の外交もしくは領事関係の断絶は、それ自体ではそのような断絶時において存在する特別使節団を終結させる効果を有しないものとする。

第 21 条 国家元首及び高位者の地位

- 1 派遣国の元首は、特別使節団を率いる場合においては、受入国もしくは第三国において、国際法により公式訪問中の国家元首に与えられる便宜、特権及び免除を享受するものとする。
- 2 政府の首班、外務大臣及びその他の高官は、派遣国の特別使節団に参加する場合、受入国もしくは第三国において、この条約によって付与されている以外に国際法により与えられる便宜、特権及び免除を受けるものとする。

第 22 条 一般的便宜

受入国は特別使節団に対し、その機能の遂行上必要な便宜を、使節団の性格及び任務を考慮して与えるものとする。

第 23 条 土地家屋及び宿泊施設

受入国は、特別使節団が要請する場合、必要な土地家屋の調達並びにその団員に適当な宿泊施設の入手を援助するものとする。

第 24 条 特別使節団の土地家屋にかかわる免除

- 1 特別使節団によって遂行される機能の性格及び継続期間と両立する限度において、派遣国及び使節団を代表して行動する団員は使節団の占有する土地家屋にかかわる国、地方もしくは市町村の公租及び公課のすべて、提供された特別な役務に対する支払に相当するものを除き、免除されるものとする。
- 2 本条に定める課税免除は、派遣国もしくは特別使節団員との契約者により、受入国の法律に基づき支払われるべき公租及び公課には適要しないものとする。

第 25 条 土地家屋の不可侵

- 1 この条約により特別使節団が設置されている土地家屋は不可侵とする。受入国の代理者は、特別使節団長、もしくは然るべき状態にあつては受入国の認証する派遣国の常駐外交使節団の長の承諾を得た場合を除き、前記の土地家屋内に立ち入ることはできない。この承諾は火災もしくはその他公共の安全を甚しく害する災害の場合において、かつ特別使節団長、もしくは然るべき場合においては常駐使節団の長が特別に明示した承諾を得ることが可能でなかったとき

においてのみ、承諾があったものとみなすことができる。

- 2 受入国は、特別使節団の土地家屋をあらゆる侵入もしくは損害を防止し、使節団の安泰に対するあらゆる攪乱、もしくはその尊厳の侵害を防止するための、すべての適当な手段をとる特別な義務を負う。
- 3 特別使節団の土地家屋、その調度その他特別使節団の運営に使用される財産、並びにその交通手段は、搜索、収用、差押もしくは強制執行から免除されるものとする。

第26条 文書庫、及び書類の不可侵

特別使節団の文書庫及び書類は、常にかつ、その所在のいかににかかわらず不可侵とする。必要な場合においては、それらには肉眼で見える識別記号を外部に付けなければならない。

第27条 移動の自由

国の安全保障上の理由のため入域が禁止もしくは規制されている地帯に関する法律及び規則を条件とし、受入国は特別使節団の全団員に対し、特別使節団が機能遂行のため必要とするその領域内における移動及び旅行の自由を保障するものとする。

第28条 通信の自由

- 1 受入国は、特別使節団側のすべての公用目的のための自由な通信を許可し、保護するものとする。派遣国の政府、その外交使節団、その領事公館及びその他の特別施設、もしくはその所在地を問わず前記使節団の内部機関と通信する際、特別使節団は伝書使及び音信符号もしくは暗号による伝送を含むすべての適当な手段を用いることができる。ただし、特別使節団は、受入国の承諾を得た場合においてのみ、無線送信機を設置し、使用することができる。
- 2 特別使節団の公用通信は不可侵とする。公用通信とは、特別使節団及びその機能に関するすべての通信をいう。
- 3 実行可能な場合、特別使節団は、行囊及び伝書使を含む通信手段ならびに派遣団の常駐外交使節団の通信手段を使用するものとする。
- 4 特別使節団の行囊は、開披もしくは差し止めてはならない。
- 5 特別使節団の行囊を構成する包みには、その性格について外部に標識を付けなければならない。包みには特別使節団の公用のための文書もしくは物件のみを封入することができる。
- 6 特別使節団の伝書使で、その者の身分と行囊を構成する包みの個数を示す公文書を発給される者はその者が任務を遂行する際、受入国により保護されるものとする。伝書使は、身体不可侵権を享受し、いかなる形の逮捕もしくは抑留を受けないものとする。
- 7 派遣団もしくは特別使節団は、特別使節団の特別（ad hoc）伝書使を指名することができる。

る。その際、本条第6項の規定も適要されるものとする。ただし、同項に示された不可侵は、特別伝書使が宛先にその管守する特別使節団の行囊を配達した時適用を終結するものとする。

- 8 特別使節団の行囊は、承認された入国港に到着予定の船舶もしくは商業用航空機の船長もしくは機長に委託することができる。船長もしくは機長は、行囊を構成する包みの個数を示す公文書を発給されるものとする。ただしその際、特別使節団の伝書使とはみなされないものとする。然るべき当局との取り極めにより、特別使節団はその団員のうち一名を船長もしくは機長から直接、かつ自由に行囊を受け取るため派遣することができる。

第29条 人身の不可侵

特別使節団における派遣団の代表者及びその外交要員の身体は不可侵とする。これらの者はいかなる形の逮捕もしくは抑留を受けないものとする。受入国は、これらの者を然るべき敬意を以て処遇し、それらの者の身体、自由もしくは尊厳に対する一切の攻撃を防止するため、すべての適当な処置をとるものとする。

第30条 私的宿泊施設の不可侵

- 1 特別使節団の派遣団代表者もしくはその外交要員の私的宿泊施設は、特別使節団の土地家屋と同一の不可侵及び保護を享有するものとする。
- 2 これらの者の文書、通信ならびに第31条第4項に定める場合を除きこれらの者の財産は、同様に不可侵を享有するものとする。

第31条 管轄権の免除

- 1 特別使節団の派遣国代表及びその外交要員は、受入国の刑事管轄権を免除されるものとする。
- 2 これらの者は、次に掲げる場合を除き、受入国の民事及び行政管轄権を免除するものとする。
 - (a) 受入国の領域内に所在する私有不動産に関する不動産訴訟、ただし、当該者が、その不動産を使節団の目的のため、派遣団に代って保有する場合はこの限りでない。
 - (b) 当該者が派遣団に代ってではなく、私人として指定遺産執行者、管財人、相続人もしくは受贈者として関係している相続に関する訴訟。
 - (c) 当該者により、その者の公的職能外に遂行された一切の職業的、もしくは商業的活動に関する訴訟
 - (d) 当該者の公的職能外に使用された車輛に起因する事故から発生する損害についての訴訟
- 3 特別使節団の派遣団代表及びその外交要員は証人として証言を与える義務を有しない。
- 4 強制執行手続は、特別使節団の派遣代表もしくはその外交の要員に関しては、本条第22項(a), (b), (c), 及び(d)号に該当する場合を除き、かつ当該手続をその者の身体もしくは宿泊施設

の不可侵権を侵害しないのでとることができる場合を除き、強制執行手続をとることはできない。

- 5 特別使節団の派遣団代表及びその外交要員に対する管轄権の免除は、それらの者に対する派遣国の管轄権を免除するものではない。

第32条 社会保障立法からの除外

- 1 本条第3項の規定を条件として、特別使節団の派遣団代表及びその外交要員は、派遣国のためになされた役務に関し、受入国において効力を有すべき社会保障規定から除外されるものとする。
- 2 本条第1項に規定する除外は、特別使節団の派遣国代表もしくはその外交要員のみ私的に雇用されている者にも次の条件で適用する。
 - (a) そのような雇用者が受入国の国籍を有する者、もしくは永住者でないこと、及び
 - (b) これらの者が、派遣国もしくは第三国において効力を有すべき社会保障規定の対象者であること。
- 3 特別使節団の派遣団代表及びその外交要員で、本条第2項に規定する免除が適用されない者を雇用する者は、受入国の社会保障規定がこれら雇用者に課している義務を遵守するものとする。
- 4 本条第1項及び第2項に規定する免除は、受入国の社会保障制度への自発的加入がその受入国によって許可されている場合においてはこれを妨げるものではない。
- 5 本条の規定は、従前締結された社会保障に関する二国間もしくは多国間協定に影響を与えないものとし、かつそのような協定の将来における締結を妨げるものではない。

第33条 公租及び公課の免除

特別使節団の派遣団代表及びその外交要員は次に掲げるものを除き、対人もしくは対物、又は国、地方もしくは市町村のすべての公租及び公課を免除されるものとする。

- (a) 物品もしくは役務の価格に通常織り込まれる種類の間接税。
- (b) 受入国の領域内に所在する私有不動産に対する公租及び公課。ただし、当該者がそれを使節団の目的のため派遣国に代って保有している場合を除く。
- (c) 第44条の規定により受入国によって課される財産税、継承税もしくは相続税。
- (d) 受入国にその源泉を有する私的収入に対する公租及び公課、並びに受入国における商業的事業への出資に対する資本税。
- (e) 提供された特定の役務に対する公課。
- (f) 第24条の規定による登録、裁判もしくは記録の料金、担保手数料及び印紙税。

第34条 役務の免除

受入国は特別使節団の派遣団代表及びその外交要員を、すべての人的役務、種類のいかんを問わず、すべての公の役務、並びに徴発、軍事献金及び宿舎提供に関連する義務を含む一切の軍事義務を免除するものとする。

第35条 関税及び検査の免除

- 1 受入国は、その採用するところの法律及び規則の制限内において、次の各号に掲げる物品の入国を許し、かつそれに対して、すべての関税、租税並びに倉庫料、運送料及び教似の手数料以外の関連手数料を免除するものとする。
 - (a) 特別使節団の公用に供する物品
 - (b) 特別使節団の派遣団代表及びその外交要員の私用に供する物品
- 2 特別使節団の派遣団代表及びその外交要員の個人手荷物の検査は免除されるものとする。ただし、その手荷物が、本条第1項に掲げられた免除の対象外の物品、又はその輸出入が受入国の法律によって禁止され、もしくは検疫規則によって規制されている物品を含んでいると推定する重大な根拠がある場合はこの限りでない。このような場合においては、検査は当該者もしくはその承認した代理人の立会いのもとにおいてのみ行なわれるものとする。

第36条 行政及び技術要員

特別使節団の行政及び技術要員は、第29条から第34条までに規定する特権及び免除を享受するものとする。ただし、第31条第2項に規定する受入国の民事及び行政管轄権の免除は、その職務外において遂行された行為にまでは及ばないものとする。それらの者はまた、第35条第1項に示された特権をそれらの者の受入国領域への最初の入国の際輸入された物品に関して享受するものとする。

第37条 用務員

特別使節団の用務員は、その職務上遂行された行為について、受入国による管轄の免除、その雇用のため受ける報酬に対する公租及び公課の免除並びに第32条に規定する社会保障立法の除外を享受するものとする。

第38条 私的要員

特別使節団の私的要員は、その雇用のため受ける報酬に対する公租及び公課を免除されるものとする。その他すべての点については、私的委員は、受入国によって許可された限度においてのみ、特権及び免除を享受することができる。ただし受入国はこれらの者に対し、その管轄権を特別使節団の機能の遂行を不当に妨げないような方法で行使しなければならない。

第 39 条 家 族

- 1 特別使節団の派遣団代表及びその外交要員の家族は、特別使節団の団員に随伴する場合、受入国の国民もしくは永住者でない限り、第 29 条から第 35 条までに定める特権及び免除を享受するものとする。
- 2 特別使節団の行政及び技術要員の家族は、特別使節団のそれら要員に随伴する場合、受入国の国民もしくは永住者でない限り、第 36 条に定める特権及び免除を享受するものとする。

第 40 条 受入国の国籍を有する者及び受入国の永住者

- 1 付加的な特権及び免除が受入国によって与えられる場合を除き、特別使節団の派遣団代表及びその外交要員で、受入国の国籍を有する者もしくは永住者は、その職務遂行上行なわれた公の行為に対する管轄権の免除及び不可侵権のみを享受するものとする。
- 2 特別使節団のその他の団員及び私的要員で、受入国の国民もしくは永住者である者は、その国によってそれらの者に与えられた限度においてのみ、特権及び免除を享受するものとする。ただし、受入国は、これらの者に対し、その管轄権を特別使節団の機能の遂行を不当に妨げないような方法で行使しなければならない。

第 41 条 免除の放棄

- 1 派遣国は特別使節団のその代表、その外交的要員、及び第 36 条から第 40 条までに定める免除を享有するその他の者に対する管轄権、その免除を放棄することができる。
- 2 放棄にあたっては、常に特別の明示がなされなければならない。
- 3 本条第 1 項に定める者のうち、いかなる者による訴訟手続の提起は、本訴に直接関係する一切の反対請求にかかわる管轄の免除をその者が求めることを妨げるものとする。
- 4 民事もしくは行政訴訟手続に関する管轄の免除の放棄は、それについての別個の放棄が必要である判決の執行に関する免除の放棄を意味するものと解してはならない。

第 42 条 第三国領域の通過

- 1 特別使節団の派遣代表もしくはその外交要員が、その任務に服するため赴任中、もしくは派遣国に向け帰国中、第三国の領域を通過し、もしくはその領域内にある場合、第三国は、その者に対し、不可侵権その他その通過もしくは帰国を確実にするため必要とされる免除を与えるものとする。特権もしくは免除を享有するその者の一切の家族で、本項に定める者に随伴する者が、その者と共に旅行中、またはその者と合流するためもしくは本国に帰るため別個に旅行中のいずれの場合においても同様とする。
- 2 本条第 1 項に定めると同様の状況において、第三国は、特別使節団の行政及び技術要員もし

くは用務員，またはその家族による領域通過を妨げないものとする。

- 3 第三国は，音信符号もしくは暗号での通信を含む通過中における公用通信，その他の公用連絡に対し，受入国が現行条約により与えなければならないものと同一の自由と保護を与えるものとする。本条第4項の規定を条件とし，第三国は，通過中の特別使節団の伝書使及び行李に対し，受入国が現行条約により与えなければならないと同一の不可侵権と保護を与えなければならない。
- 4 第三国は，本条第1項，第2項及び第3項に定める者にかかわるその義務に応じなければならないものとする。ただし，第三国が査証の申請もしくは通告のいずれかにより，これらの者が特別使節団員，その家族もしくは伝書使として通過することを事前に知らされており，かつそれに対して異議を唱えなかった場合に限る。
- 5 本条第1項，第2項及び第3項に定める第三国の義務は，これら各項に夫々定める者また特別使節団の公用通信及び行李に対しても第三国の領域の使用が不可抗力（force majeure）による場合適用するものとする。

第43条 特権及び免除の継続期間

- 1 特別使節団の各団員は，その者が受ける資格のある特権及び免除を，その者が特別使節団の任務遂行のため受入国領域に入った時点から享受するものとする。なお，その者が，既にその領域内にある場合においては，その者の任命が，受入国の外務省もしくは合意されたその他の機関に通告された瞬間からとする。
- 2 特別使節団員の任務が終了した場合には，その者の特権及び免除は，通常その者が受入国領域を離れた時点，または領域を離れるのに要する適当な期間の経過で終了するものとし，武力紛争の場合にあってもその時点まで残存するものとする。
- 3 特別使節団員の死亡の際には，その者の家族は，それらの家族が享受する資格のある特権及び免除を受入国領域を去るのに要する適当な期間の経過するまで，引き続き享受するものとする。

第44条 死亡の際における特別使節団員もしくはその家族の財産

- 1 特別使節団員もしくは団員に随伴する家族の死亡の際には，死亡者が受入国の国籍を有する者，もしくは永住者でない場合は，受入国は，死亡者の動産の撤去を許すものとする。ただし，その国内で取得した財産で，その輸出がその者の死亡時において禁止されているものを除く。
- 2 財産税，承継税及び相続税は受入国にある動産に対して，死者が特別使節団員もしくはその家族としてそこに居たのみの理由で課されないものとする。

第45条 特別使節団員の受入国領域からの出国及び公文書の移動

- 1 受入国は、武力紛争の場合にあっても、特権及び免除を享有する者で受入国の国籍を有しない者及び国籍を問わずそのような者の家族ができるだけ早い時点に出国できるよう便宜を与えなければならない。特に、受入国は必要な場合にそれらの者及びその財産の輸送に必要な手段をそれらの者の自由使用に任せなければならない。
- 2 受入国は、特別使節団の公文書を受入国領域から移出するための便宜を派遣国に対して与えなければならない。

第46条 特別使節団の任務終結の結果

- 1 特別使節団の任務が終結した場合においては、受入国は、使節団員が受入国に派遣されている限り、特別使節団の土地家屋並びに特別使節団の財産及び公文書を尊重し保護しなければならない。派遣国は適当な期限に財産及び文書を撤去しなければならない。
- 2 派遣国と受入国間の外交もしくは領事関係の非存在もしくは断絶の場合において特別使節団の機能が終結したときは、派遣国は、武力紛争が存在するときにあっても、特別使節団の財産及び文書を受入国の受容できる第三国に委託することが出来る。

第47条 受入国の法律及び規則の尊重並びに

特別使節団の土地家屋の使用

- 1 特権及び免除を害することなく、受入国の法律及び規則を尊重することは、現行条約により、これらの特権及び免除を享有するすべての者の義務である。これらの者はまたその国の内政に干渉しない義務を有する。
- 2 特別使節団の土地家屋は、現行条約、一般国際法のその他の原則もしくは派遣国、受入国間に効力を有する一切の特別協定に謳われたところの、特別使節団の機能と両立しないようないかなる方法でも使用されてはならない。

第48条 職業的もしくは商業的活動

特別使節団の派遣国代表及びその外交要員は、個人的利益のため、受入国においていかなる職業的もしくは商業的活動をも行なわないものとする。

第49条 非差別

- 1 現行条約の規定の適用に当り、両国間においては、いかなる差別取扱もなされないものとする。
- 2 ただし、次の場合においては、差別取扱が行われているものとみなされないものとする。
 - (a) 受入国が、現行条約の規定のいずれかを、派遣国において受入国の特別使節団に対し、該規定を制限的に適用しているとの理由で、制限的に適用する場合

(b) 数ヶ国がその数ヶ国間で、慣習もしくは協定により、それらの国の特別使節団について便宜、特権及び免除の範囲を、その他の国とはそのように合意していないのに、修正している場合。ただし、これは現行条約の目的と両立せず、また第三国の権利の享有もしくは義務の履行に影響しない。

第 50 条 署 名

この条約は、国際連合の全加盟国、もしくは専門機関のいずれかもしくは国際原子力機関もしくは国際司法裁判所規約当事国及び国際連合総会により本条約の当事国となるよう招かれた一切のそのための国による署名のため、1970年12月31日迄ニューヨークの国際連合総会本部において開放しておくものとする。

第 51 条 批 准

この条約は批准を要するものとする。批准書は国際連合の事務総長に寄託されるものとする。

第 52 条 加 盟

この条約は、第50条に定める種類のいずれかに属する一切の国による加盟のため、引き続き開放されるものとする。加盟書は国際連合の事務総長に寄託されるものとする。

第 53 条 発 効

- 1 この条約は、第22番目の批准書もしくは加盟書が国際連合事務総長に寄託された以後第13日目に発効するものとする。
- 2 第22番目の批准書もしくは加盟書の寄託後条約を批准し、もしくはそれに加盟する各国については、条約は、そのような国によるその批准書もしくは加盟書の寄託後第13日目に発効するものとする。

第 54 条 受託者による通告

国際連合の事務総長は、第50条に定める種類のいずれかに属するすべての国に、次の事を通告するものとする。

- (a) 第50条、第51条及び第52条によるこの条約の署名及び批准書もしくは加盟書の寄託
- (b) 第53条によりこの条約が発効する年月日

第 55 条 正 文

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語文が等しく正文であるこの条約の原本は、国際連合の事務総長に寄託され、事務総長は、その正本を第50条に定める種類のいずれかに属するすべての国に送付するものとする。

それぞれの政府により、この条約につき正当に授權された下記の署名者は、その証拠として

1969年12月8日ニューヨークにおいて署名のため開放されたこの条約に署名した。

紛争の義務的解決に関する選択議定書

この議定書及び1969年12月8日国際連合総会によって採択された「特別使節団に関する条約」(以下「条約」という)の当事国は、

条約の解決もしくは適用から生ずる一切の紛争について、これら当事国に関係あるすべての事項に関し、国際司法裁判所の強制管轄権に、何らか他の形の解決が当事国によって相当の期間内に合意されない限り、ゆだねるといふこれらの当事国の希望を表明しつつ次のとおり合意した。

第 I 条

条約の解決もしくは適用から生ずる紛争は、国際司法裁判所の強制管轄権の範囲内にあるものとし、従って紛争当事国でこの議定書の当事国であるものによって作成された申請書により、裁判所に提訴することができる。

第 II 条

当事国は、一方の当事国が他方の当事国に対して紛争が存在するとのその見解を通告した後二ヶ月の期間内に、国際司法裁判所ではなく別の調停裁判所に訴えることを合意しうるものとする。前期間の経過後いずれかの当事国は紛争を申請書により「裁判所」に提訴することができる。

第 III 条

- 1 同二ヶ月の期間内に、両当事国は国際司法裁判所に訴える前に調停手続にゆだねることを合意しうるものとする。
- 2 調停委員会は、その任命後5ヶ月以内にその勧告に作成するものとする。その勧告が紛争両当事国により、その送達後2ヶ月以内に受諾されない場合においては、いずれかの当事国は紛争を申請書により「裁判所」に提訴することができる。

第 IV 条

この議定書は、条約の当事国となるすべての国による署名のため、1970年12月31日までニューヨークの国際連合本部において開放しておくものとする。

第 V 条

この議定書は批准を要するものとする。批准書は国際連合の総会に寄託されるものとする。

第 VI 条

この議定書は、条約の加盟国となるすべての国による加盟のため、引続き開放しておかれるものとする。加盟書は国際連合の事務総長に寄託されるものとする。

第 VII 条

- 1 この議定書は、条約と同じ日もしくは議定書の第2番目の批准書あるいは加盟書の国際連合事務総長への寄託後30日目の、いずれか遅い日に発効するものとする。
- 2 本条第1項に従うこの議定書の発効後、この議定書に批准もしくは加盟する各国については、この議定書は、そのような国によるその批准書もしくは加盟書の寄託後13日目に発効するものとする。

第 VIII 条

国際連合事務総長は、条約の当事国となるすべての国に対し、次の事を通告するものとする。

- (a) この議定書への署名並びに第IV条、第V条及び第VI条による批准書もしくは加盟書の寄託。
- (b) この議定書が第VII条により発効する年月日

第 IX 条

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語文が等しく正文であるこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託され、事務総長はその正本を第IV条に定めるすべての国に送付するものとする。

それぞれの政府により、この議定書について正当に授權された下記の署名者は、その証拠として、1969年12月16日ニューヨークにおいて署名のため開放されたこの議定書に署名した。